

平成28年第1回廿日市市議会（第1回定例会）条例案新旧対照表

議案第22号	行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	1
議案第23号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	15
議案第25号	廿日市市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例	45
議案第26号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	47
議案第27号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	51
議案第28号	廿日市市職員定数条例の一部を改正する条例	53
議案第29号	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	55
議案第30号	廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	59
議案第31号	廿日市市総合計画の策定手続に関する条例の一部を改正する条例	61
議案第32号	廿日市市特別会計条例の一部を改正する条例	63
議案第33号	廿日市市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例	65
議案第34号	廿日市市保育園条例の一部を改正する条例	67
議案第35号	廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	69
議案第36号	廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	103
議案第37号	廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	109
議案第38号	廿日市市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例	113
議案第39号	廿日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例	121
議案第40号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	123
議案第41号	廿日市市立学校施設使用条例の一部を改正する条例	141
議案第42号	廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例	143

議案第61号	市町村建設設計画（廿日市市・佐伯町・吉和村合併建設設計画）の変更について	165
議案第62号	市町村建設設計画（廿日市市・大野町合併建設設計画）の変更について	167
議案第63号	市町村建設設計画（廿日市市・宮島町合併建設設計画）の変更について	169

廿日市市

行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照表
 ○廿日市市情報公開条例（平成12年条例第1号）【第1条関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 公文書の開示（第5条—第19条）</p> <p>第3章 審査請求（第19条の2—第29条）</p> <p>第4章 補則（第30条—第35条）</p> <p>附則</p> <p>（費用負担）</p> <p>第19条（略）</p> <p>2 第17条第1項の規定により公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。</p> <p>第3章 審査請求</p> <p>（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）</p> <p>第19条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求について は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。</p> <p>（審査会への諮問）</p> <p>第20条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求 があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次に掲げる場合を除き、廿日市市情報公開審査会に諮問する ものとする。</p> <p>(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該公文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>2 前項の規定による諮問は、次に掲げる書面を添えてするものとする。</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 公文書の開示（第5条—第19条）</p> <p>第3章 不服申立て（第20条—第29条）</p> <p>第4章 補則（第30条—第35条）</p> <p>附則</p> <p>（費用負担）</p> <p>第19条（略）</p> <p>2 この条例の規定により公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。</p> <p>第3章 不服申立て</p> <p>（新設）</p> <p>（審査会への諮問）</p> <p>第20条 開示決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次に掲げる場合を除き、廿日市市情報公開審査会に諮問をして、当該不服申立てについての決定又は裁決を行うものとする。</p> <p>(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) 開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第22条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示するとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>2 前項の処分庁又は審査庁は、廿日市市情報公開審査会に対し、速やかに諮</p>

改正後	改正前
(1) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法 第29条第2項の弁明書の写し	問をするよう努めなければならない。
(2) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法 第30条第1項の規定により反論書の提出があったときは、当該反論書の 写し	
(3) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法 第30条第2項の規定により意見書の提出があったときは、当該意見書の 写し	
(諮詢をした旨の通知)	(諮詢をした旨の通知)
第21条 前条第1項の規定により諮詢をした実施機関 _____ (以下「諮詢庁」 という。)は、次に掲げるものに対し、諮詢をした旨を通知しなければなら ない。	第21条 前条 _____ の規定により諮詢をした処分庁又は審査庁(以下「諮詢庁」 という。)は、次に掲げるものに対し、諮詢をした旨を通知しなければなら ない。
(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加 人をいう。以下この章において同じ。)	(1) 不服申立人及び参加人
(2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)	(2) 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
(3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第 三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。) (第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)	(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第 三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。) (第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手續)
第22条 第16条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する _____ 裁決 をする場合について準用する。	第22条 第16条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決 をする場合について準用する。
(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する _____ 裁決	(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決 定又は裁決
(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する 旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨 の _____ 裁決(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意 思を表示している場合に限る。)	(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等 に係る公文書を開示する 旨の決定又は裁決(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意 思を表示している場合に限る。)
(審査会の調査権限)	(審査会の調査権限)
第24条 審査会は、必要があると認めるときは、諮詢庁に対し、審査請求 のあった開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合にお いては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めるこ	第24条 審査会は、必要があると認めるときは、諮詢庁に対し、不服申立ての あった開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合にお いては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めるこ

改正後	改正前
<p>· ができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、<u>審査請求</u>のあつた開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>審査請求</u>に係る事件に 関し、<u>審査請求人</u>、参加人又は諮問庁（以下「<u>審査請求人等</u>」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適當と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">(意見の陳述等)</p> <p>第25条 審査会は、<u>審査請求人等</u>から申出があったときは、当該<u>審査請求人等</u>に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。</p> <p>2 審査会は、<u>審査請求人等</u>から意見書又は資料が提出された場合、<u>審査請求人等</u>（当該意見書又は資料を提出したもの除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(提出資料の閲覧等)</p> <p>第26条 <u>審査請求人等</u>は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項及び第4項において同じ。）にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。</p> <p>2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 審査会は、第1項の規定による閲覧又は交付について、日時及び場所を指</p>	<p>· ができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、<u>不服申立て</u>のあつた開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>不服申立て</u>に係る事件に 関し、<u>不服申立て人</u>、参加人又は諮問庁（以下「<u>不服申立て人等</u>」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適當と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">(意見の陳述等)</p> <p>第25条 審査会は、<u>不服申立て人等</u>から申出があったときは、当該<u>不服申立て人等</u>に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。</p> <p>2 審査会は、<u>不服申立て人等</u>から意見書又は資料が提出された場合、<u>不服申立て人等</u>（当該意見書又は資料を提出したもの除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(提出資料の閲覧)</p> <p>第26条 <u>不服申立て人等</u>は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧</p> <p>_____を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧_____を拒むことができない。</p> <p>(新設)</p> <p>2 審査会は、<u>前項</u>の規定による閲覧_____について、日時及び場所を指</p>

改正後	改正前
<p>定することができる。</p> <p>4 第1項の規定により意見書若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該意見書若しくは当該資料の写し又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の作成に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第28条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>	<p>定することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第28条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条—第5条）	第1章 総則（第1条—第5条）
第2章 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条—第11条の3）	第2章 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条—第11条の3）
第3章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止（第12条—第25条）	第3章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止（第12条—第25条）
第4章 審査請求等（第26条—第35条）	第4章 不服申立て等（第26条—第35条）
第5章 廿日市市個人情報保護運営審議会（第36条・第37条）	第5章 廿日市市個人情報保護運営審議会（第36条・第37条）
第6章 補則（第38条—第42条）	第6章 補則（第38条—第42条）
第7章 罰則（第43条—第47条）	第7章 罰則（第43条—第47条）
附則	附則
（費用負担）	（費用負担）
第25条（略）	第25条（略）
2 第17条第2項の規定により保有個人情報が記録されている公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。	2 この条例の規定により保有個人情報が記録されている公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。
第4章 審査請求等	第4章 不服申立て等
（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）	（新設）
第26条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。	（審査会への諮問）
（審査会への諮問）	第27条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求、があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次に掲げる場合を除き、廿日市市個人情報保護審査会に諮問するものとする。
(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。	(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。	(2) 開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第29条において同じ。）、訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正する旨の決定を除く。）又は利用停止決定等（利

改正後	改正前
<p>(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。</p> <p>(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとするとき。</p> <p>2 前項の規定による諮問は、次に掲げる書面を添えてするものとする。</p> <p>(1) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写し</p> <p>(2) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第1項の規定により反論書の提出があったときは、当該反論書の写し</p> <p>(3) 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第2項の規定により意見書の提出があったときは、当該意見書の写し</p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第28条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関_____（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。） (第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)</p>	<p>用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示するとき（当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。）、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正するとき、又は当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をするとき。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項の処分庁又は審査庁は、廿日市市個人情報保護審査会に対し、速やかに諮問をするよう努めなければならない。</p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第28条 前条_____の規定により諮問をした処分庁又は審査庁（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 不服申立人及び参加人</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該不服申立てに係る開示決定等_____について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。） (第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)</p>

改正後	改正前
<p>第29条 第16条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する_____裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する_____裁決</p> <p>(2) <u>審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)</u>を変更し、当該<u>審査請求</u>に係る保有個人情報を開示する旨の_____裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p> <p>(審査会の調査権限)</p>	<p>第29条 第16条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定又は裁決</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する<u>決定又は裁決</u></p> <p>(2) <u>不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等</u>に係る保有個人情報を開示する旨の<u>決定又は裁決</u>(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p> <p>(審査会の調査権限)</p>
<p>第31条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、<u>審査請求</u>のあった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報が記録された公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、<u>審査請求</u>のあった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>審査請求</u>に係る事件に關し、<u>審査請求人</u>、参加人又は諮問庁(以下「<u>審査請求人等</u>」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適當と認める者にその知っている事實を陳述させることその他必要な調査をすることができる。</p> <p>(意見の陳述等)</p>	<p>第31条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、<u>不服申立て</u>のあった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報が記録された公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、<u>不服申立て</u>のあった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>不服申立て</u>に係る事件に關し、<u>不服申立人</u>、参加人又は諮問庁(以下「<u>不服申立人等</u>」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適當と認める者にその知っている事實を陳述させることその他必要な調査をすることができる。</p> <p>(意見の陳述等)</p>
<p>第32条 審査会は、<u>審査請求人等</u>から申出があったときは、当該<u>審査請求人等</u>に、口頭で意見を述べる機會を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。</p> <p>2 審査会は、<u>審査請求人等</u>から意見書又は資料が提出された場合、<u>審査請求人等</u>(当該意見書又は資料を提出したものを除く。)にその旨を通知するよう努めるものとする。</p> <p>(提出資料の閲覧等)</p>	<p>第32条 審査会は、<u>不服申立人等</u>から申出があったときは、当該<u>不服申立人等</u>に、口頭で意見を述べる機會を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。</p> <p>2 審査会は、<u>不服申立人等</u>から意見書又は資料が提出された場合、<u>不服申立人等</u>(当該意見書又は資料を提出したものを除く。)にその旨を通知するよう努めるものとする。</p> <p>(提出資料の閲覧)</p>
<p>第33条 <u>審査請求人等</u>は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは</p>	<p>第33条 <u>不服申立人等</u>は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料</p>

改正後	改正前
<p>資料の閲覧（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項及び第4項において同じ。）にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。</p>	<p>の閲覧</p> <p>_____を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧_____を拒むことができない。</p>
<p>2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>3 審査会は、第1項の規定による閲覧又は交付について、日時及び場所を指定することができる。</p>	<p>2 審査会は、前項の規定による閲覧_____について、日時及び場所を指定することができる。</p>
<p>4 第1項の規定により意見書若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該意見書若しくは当該資料の写し又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の作成に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(答申書の送付等)</p> <p>第34条の2 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>	<p>(答申書の送付等)</p> <p>第34条の2 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>

○職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）【第3条関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第23条の3 (略)	第23条の3 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 一時差止処分を受けた者は、 <u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文</u> に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。	4 一時差止処分を受けた者は、 <u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条</u> に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
5~8 (略)	5~8 (略)

○廿日市市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第112号）【第4条関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>審査請求</u>の状況</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>不服申立て</u>の状況</p> <p>(3) (略)</p>

○廿日市市税条例（昭和31年条例第29号）【第5条関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第18条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求にに関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第18条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 法第432条第2項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項の条例で定める事項は、口頭で意見を述べることを求める場合におけるその旨とする。</p> <p>3 審査申出書の正本には、審査申出人が法人その他の社団又は財団である場合にあつては代表者又は管理人の資格を証する書面を、審査申出人が総代を互選した場合にあつては総代の資格を証する書面を、審査申出人が代理人によつて審査の申出をする場合にあつては代理人の資格を証する書面を、それぞれ添付しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失つたときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 審査の申出の趣旨及び理由</p> <p>(3) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨</p> <p>(4) 審査の申出の年月日</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によつて審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前												
(減免) 第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、手数料 <u>（別表第9号に掲げる事務に係る手数料を除く。以下この項において同じ。）</u> を減額し、又は免除することができる。 (1)～(4) (略)	(減免) 第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、手数料_____を減額し、又は免除することができる。 (1)～(4) (略)												
2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による交付（以下「提出書類等の写し等の交付」という。）を行う者は、経済的困難その他特別の理由があると認めるとときは、別表第9号に定める手数料を減額し、又は免除することができる。	(新設)												
別表（第2条関係） (1)～(8) 略 (9) 不服申立関係	別表（第2条関係） (1)～(8) 略 (新設)												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">事務の種類</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">単位</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">手数料</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">白黒で複写され、又は出力された用紙による提出書類等の写し等の交付</td> <td style="padding: 2px;">1 枚</td> <td style="padding: 2px;">10円</td> <td style="padding: 2px;">用紙の両面に複写し、又は出力した場合は、片面を1枚として手数料の額を算定する。 用紙の規格は、市長が定める。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">カラーで複写され、又は出力された用紙による提出書類等の写し等の交付</td> <td style="padding: 2px;">1 枚</td> <td style="padding: 2px;">20円</td> <td style="padding: 2px;">用紙の両面に複写し、又は出力した場合は、片面を1枚として手数料の額を算定する。 用紙の規格は、市長が定める。</td> </tr> </tbody> </table>	事務の種類	単位	手数料	備 考	白黒で複写され、又は出力された用紙による提出書類等の写し等の交付	1 枚	10円	用紙の両面に複写し、又は出力した場合は、片面を1枚として手数料の額を算定する。 用紙の規格は、市長が定める。	カラーで複写され、又は出力された用紙による提出書類等の写し等の交付	1 枚	20円	用紙の両面に複写し、又は出力した場合は、片面を1枚として手数料の額を算定する。 用紙の規格は、市長が定める。	
事務の種類	単位	手数料	備 考										
白黒で複写され、又は出力された用紙による提出書類等の写し等の交付	1 枚	10円	用紙の両面に複写し、又は出力した場合は、片面を1枚として手数料の額を算定する。 用紙の規格は、市長が定める。										
カラーで複写され、又は出力された用紙による提出書類等の写し等の交付	1 枚	20円	用紙の両面に複写し、又は出力した場合は、片面を1枚として手数料の額を算定する。 用紙の規格は、市長が定める。										

○廿日市市土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（平成15年条例第42号）【第8条関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(賦課に対する審査請求)</p> <p>第3条 前条の規定により賦課金の賦課を受けた者は、その賦課の算定に<u>不服があるときは、その賦課を受けた日から3月以内に市長に対して審査請求をする</u>ことができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による<u>審査請求がされた</u>ときは、同項に規定する期間満了後<u>70日以内にこれを裁決しなければならない。</u></p>	<p>(賦課に対する異議の申立て)</p> <p>第3条 前条の規定により賦課金の賦課を受けた者は、その賦課の算定に<u>異議があるときは、その賦課を受けた日から60日以内に市長に対して異議を申し立てる</u>ことができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による<u>異議の申立てを受けた</u>ときは、同項に規定する期間満了後<u>30日以内にこれを決定しなければならない。</u></p>

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照表

○職員の旅費に関する条例（昭和35年条例第10号）【第1条第1号関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。） <u>第24条第5項</u> の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。） <u>第24条第6項</u> の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。

○職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和42年条例第36号）【第1条第2号関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>及び職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）第16条の規定に基づき、特殊勤務手当の支給について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>及び職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）第16条の規定に基づき、特殊勤務手当の支給について必要な事項を定めるものとする。</p>

○職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）【第1条第3号関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

○廿日市市立幼稚園の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（平成17年条例第24号）【第1条第4号関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第5項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法</u> （昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、廿日市市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第6項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法</u> （昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、廿日市市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。

改正後	改正前																		
(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。） <u>第24条第5項</u> の規定に基づき、職員の給与に関して必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。） <u>第24条第6項</u> の規定に基づき、職員の給与に関して必要な事項を定めることを目的とする。																		
(給料表) 第5条 (略) 2 (略) 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これをすべて給料表に定める職務の級に分類するものとし、その職務の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は次に掲げる等級別基準職務表ごとに定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は規則で定める。 <u>(1) 行政職給料表等級別基準職務表（別表第3）</u> <u>(2) 消防職給料表等級別基準職務表（別表第4）</u>	(給料表) 第5条 (略) 2 (略) 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これをすべて給料表に定める職務の級に分類するものとし、その職務の分類の内容は、 規則で定める。 (新設) (新設)																		
4～8 (略) 別表第2 (略) 別表第3 (第5条関係) 行政職給料表等級別基準職務表	4～8 (略) 別表第2 (略) (新設)																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">等 級</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><u>1級</u></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">主事又は技師の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><u>2級</u></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><u>3級</u></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1 主任の職務 2 主任主事又は主任技師の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><u>4級</u></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">係長の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><u>5級</u></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">課長補佐の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><u>6級</u></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">課長の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><u>7級</u></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">部の次長の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"><u>8級</u></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">部長の職務</td> </tr> </tbody> </table>	等 級	基準となる職務	<u>1級</u>	主事又は技師の職務	<u>2級</u>	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	<u>3級</u>	1 主任の職務 2 主任主事又は主任技師の職務	<u>4級</u>	係長の職務	<u>5級</u>	課長補佐の職務	<u>6級</u>	課長の職務	<u>7級</u>	部の次長の職務	<u>8級</u>	部長の職務	
等 級	基準となる職務																		
<u>1級</u>	主事又は技師の職務																		
<u>2級</u>	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務																		
<u>3級</u>	1 主任の職務 2 主任主事又は主任技師の職務																		
<u>4級</u>	係長の職務																		
<u>5級</u>	課長補佐の職務																		
<u>6級</u>	課長の職務																		
<u>7級</u>	部の次長の職務																		
<u>8級</u>	部長の職務																		

改正後

別表第4（第5条関係）

消防職給料表等級別基準職務表

等級	基準となる職務
<u>1級</u>	1 主事の職務 2 消防士の職務
<u>2級</u>	1 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防士の職務
<u>3級</u>	1 主任の職務 2 主任主事の職務 3 消防士長の職務 4 消防副士長の職務
<u>4級</u>	1 係長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防士長の職務 3 消防司令補の職務
<u>5級</u>	1 課長補佐の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防司令補の職務
<u>6級</u>	1 課長の職務 2 指令官の職務 3 署長の職務 4 消防司令の職務
<u>7級</u>	1 次長の職務 2 消防司令長の職務
<u>8級</u>	1 消防長の職務 2 消防監の職務

改正前

(新設)

○廿日市市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第112号）【第3条関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時に任用された職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>職員の人事評価の状況</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>職員の休業に関する状況</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>職員の退職管理の状況</u></p> <p>(9) 職員の研修_____の状況</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時に任用された職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>

○一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号）【第4条関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第5項</u> の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第24条第6項</u> の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて <u>次の各号に定める基準</u> に従い決定する。	2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて <u>規則で定める基準</u> に従い決定する。
(1) <u>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する職務</u> 1号給	(新設)
(2) <u>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する職務</u> 2号給	(新設)
(3) <u>高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務</u> 3号給	(新設)
(4) <u>特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務</u> 4号給	(新設)
(5) <u>特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務</u> 5号給	(新設)
(6) <u>極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する職務</u>	(新設)
3～5 (略)	3～5 (略)

議案第25号

廿日市市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○廿日市市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号）

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(交付額及び交付の方法)</p> <p>第3条 会派に対する政務活動費は、毎月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額<u>3万円</u>を乗じて得た額とする。ただし、市議会議員選挙が執行される日の属する月の翌月の基準日については、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(交付額及び交付の方法)</p> <p>第3条 会派に対する政務活動費は、毎月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額<u>2万円</u>を乗じて得た額とする。ただし、市議会議員選挙が執行される日の属する月の翌月の基準日については、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p>

議案第26号

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）【第1条関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の35</u>を乗じて得た額の総額</p>

○職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）【第2条関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の80</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40</u>を乗じて得た額の総額</p>

○一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号）【第3条関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前																												
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)																												
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>371,000</td></tr> <tr> <td>2</td><td>419,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>471,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>532,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>607,000</td></tr> <tr> <td>6</td><td>709,000</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	371,000	2	419,000	3	471,000	4	532,000	5	607,000	6	709,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>370,000</td></tr> <tr> <td>2</td><td>418,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>470,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>531,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>606,000</td></tr> <tr> <td>6</td><td>708,000</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	370,000	2	418,000	3	470,000	4	531,000	5	606,000	6	708,000
号給	給料月額																												
1	371,000																												
2	419,000																												
3	471,000																												
4	532,000																												
5	607,000																												
6	709,000																												
号給	給料月額																												
1	370,000																												
2	418,000																												
3	470,000																												
4	531,000																												
5	606,000																												
6	708,000																												
2～5 (略)	2～5 (略)																												
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)																												
第8条 (略)	第8条 (略)																												
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条第3項、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の160」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条第3項、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。																												

○一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号）【第4条関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条第3項、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条第3項、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては100分の160」とする。</p>

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第13号）

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第12条の2 第9条、第10条第2項及び第11条の規定については、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員（以下この条において「<u>管理職員</u>」という。）には適用しない。</p> <p>2 管理職員特別勤務手当は、<u>管理職員</u>が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は第10条第3項に規定する休日（以下単に「休日」という。）において勤務する場合に支給する。</p> <p>3 前項に規定する場合のほか、<u>管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第12条の2 第9条、第10条第2項及び第11条の規定については、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員には適用しない。</p> <p>2 管理職員特別勤務手当は、<u>第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が、</u>臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は第10条第3項に規定する休日（以下単に「休日」という。）において勤務する場合に支給する。</p> <p>(新設)</p>

廿日市市職員定数条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市職員定数条例（昭和62年条例第33号）

(下線の部分は改正部分)

改正後		改正前			
(職員の定数)		(職員の定数)			
<p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。ただし、職員を兼職させ、又は任命権者の協議により併任させた場合におけるその兼職又は併任の職員は、当該定数の外に置くことができる。</p>					
<p>区分 定数</p>					
1 市長の事務部局の職員 <small>(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第16条に規定する所員を含む。)</small>	784人	1 市長の事務部局の職員	817人		
2 議会の事務部局の職員	9人	2 議会の事務部局の職員	9人		
3 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員	81人	3 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員	135人		
4 選挙管理委員会の事務部局の職員	3人	4 選挙管理委員会の事務部局の職員	3人		
5 監査委員の事務部局の職員	4人	5 監査委員の事務部局の職員	4人		
6 農業委員会の事務部局の職員	3人	6 農業委員会の事務部局の職員	3人		
7 消防機関の職員	179人	7 消防機関の職員	179人		
8 水道事業の職員	26人	8 水道事業の職員	32人		
合計	1,089人	合計	1,182人		
(定数外の職員)		(定数外の職員)			
第3条 (略)		第3条 (略)			
2 前項各号に掲げる職員が復職し、又は復帰した場合において、前条に定める定数を超えることとなるときは、その超えることとなる職員については、1年を超えない期間に限り、当該定数の外に置くことができる。		(新設)			

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
 ○特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和63年条例第10号）【第1条関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(給与の額等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の197.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。</p>	<p>(給与の額等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の197.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。</p>

○特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和63年条例第10号）【第2条関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前																																										
(趣旨)																																											
(支給対象)	(支給対象)																																										
第2条 (略)	第2条 (略)																																										
2 (略)	2 (略)																																										
3 (略)	3 (略)																																										
4 次に掲げる者には、実費弁償を支給する。	4 次に掲げる者には、実費弁償を支給する。																																										
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)																																										
(4) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号） <u>第35条第1項</u> の規定により出頭した農地等の所有者、 <u>農業者</u> その他の <u>関係者</u>	(4) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号） <u>第29条第1項</u> の規定により出頭した農地等の所有者、 <u>耕作者</u> その他の <u>関係人</u>																																										
(5)～(6) (略)	(5)～(6) (略)																																										
(給与の額等)	(給与の額等)																																										
第3条 (略)	第3条 (略)																																										
2・3 (略)	2・3 (略)																																										
4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の202.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の217.5」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。	4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の197.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の222.5」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。																																										
別表第1 (第3条、第7条関係)	別表第1 (第3条、第7条関係)																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">議員報酬及び報酬</th> <th colspan="4">費用弁償</th> </tr> <tr> <th>日当 (1日 につき)</th> <th>宿泊料 (1夜に つき)</th> <th>食卓料 (1夜 につき)</th> <th>鉄道賃、船賃、 航空賃及び車 賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>介護認定審査会 の長 (あら かじめ)</td> <td>合議体 1回に つき</td> <td>16,000円</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	議員報酬及び報酬	費用弁償				日当 (1日 につき)	宿泊料 (1夜に つき)	食卓料 (1夜 につき)	鉄道賃、船賃、 航空賃及び車 賃	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	介護認定審査会 の長 (あら かじめ)	合議体 1回に つき	16,000円	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">議員報酬及び報酬</th> <th colspan="4">費用弁償</th> </tr> <tr> <th>日当 (1日 につき)</th> <th>宿泊料 (1夜に つき)</th> <th>食卓料 (1夜 につき)</th> <th>鉄道賃、船賃、 航空賃及び車 賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>介護認定審査会委員 会</td> <td>合議体 1回に つき</td> <td>14,000円</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	議員報酬及び報酬	費用弁償				日当 (1日 につき)	宿泊料 (1夜に つき)	食卓料 (1夜 につき)	鉄道賃、船賃、 航空賃及び車 賃	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	介護認定審査会委員 会	合議体 1回に つき	14,000円	(略)	(略)	(略)
区分			議員報酬及び報酬	費用弁償																																							
	日当 (1日 につき)	宿泊料 (1夜に つき)		食卓料 (1夜 につき)	鉄道賃、船賃、 航空賃及び車 賃																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																							
介護認定審査会 の長 (あら かじめ)	合議体 1回に つき	16,000円	(略)	(略)	(略)																																						
区分	議員報酬及び報酬	費用弁償																																									
		日当 (1日 につき)	宿泊料 (1夜に つき)	食卓料 (1夜 につき)	鉄道賃、船賃、 航空賃及び車 賃																																						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																							
介護認定審査会委員 会	合議体 1回に つき	14,000円	(略)	(略)	(略)																																						

改正後		改正前	
指名する委員がその職務を代理する場合を含む。)			
委員	1回に 14,000円 つき	障害支援区分 認定審査会委員	1回に 14,000円 つき
障害支援区分の長	1回に 16,000円 つき		
認定審査会	かじめ 指名する委員がその職務を代理する場合を含む。)		
委員	1回に 14,000円 つき	(略)	
(略)			

議案第30号

廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
○廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成22年条例第12号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附 則 (この条例の失効)</p> <p>4 この条例は、<u>平成33年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則 (この条例の失効)</p> <p>4 この条例は、<u>平成28年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

議案第31号

廿日市市総合計画の策定手続に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市総合計画の策定手続に関する条例（平成26年条例第21号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(議会の議決)</p> <p>第4条 市長は、前条に規定する手続を経て、<u>基本構想及び基本計画（施策方針に限る。）</u>の策定又は変更（軽微な変更を除く。）をするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決を経なければならない。</p>	<p>(議会の議決)</p> <p>第4条 市長は、前条に規定する手続を経て、<u>基本構想</u>_____の策定又は変更（軽微な変更を除く。）をするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決を経なければならない。</p>

議案第32号

廿日市市特別会計条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市特別会計条例（昭和63年条例第12号）

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置する。 (1)～(7) (略)	(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置する。 (1)～(7) (略)
(削る) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) <u>(10)</u> (略)	<u>(8)</u> <u>包ヶ浦観光事業特別会計</u> <u>包ヶ浦観光事業</u> <u>(9)</u> (略) <u>(10)</u> (略) <u>(11)</u> (略)
(弾力条項の適用) 第2条 前条第2号から <u>第8号</u> までに定める特別会計においては、法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができる。	(弾力条項の適用) 第2条 前条第2号から <u>第9号</u> までに定める特別会計においては、法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができる。



廿日市市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市簡易水道事業設置条例（平成15年条例第20号）

(下線の部分は改正部分)

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量
(略)				(略)			
吉和簡易水道	吉和の一部	<u>610人</u>	<u>620立方メートル</u>	吉和簡易水道	吉和の一部	<u>710人</u>	<u>630立方メートル</u>
(略)				(略)			

廿日市市保育園条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市保育園条例(昭和63年条例第18号)

(下線の部分は改正部分)

改正後		改正前			
(名称及び位置)		(名称及び位置)			
第2条 保育園の名称及び位置は、次のとおりとする。					
名称					
佐方保育園	廿日市市城内三丁目5番16号	佐方保育園	廿日市市城内三丁目5番16号		
廿日市保育園	廿日市市廿日市二丁目1番6号	廿日市保育園	廿日市市廿日市二丁目1番6号		
平良保育園	廿日市市平良一丁目21番8号	平良保育園	廿日市市平良一丁目21番8号		
原保育園	廿日市市原967番地	原保育園	廿日市市原967番地		
宮内保育園	廿日市市宮内1508番地2	宮内保育園	廿日市市宮内1508番地2		
宮園保育園	廿日市市宮園一丁目1番地	宮園保育園	廿日市市宮園一丁目1番地		
串戸保育園	廿日市市串戸二丁目13番3号	串戸保育園	廿日市市串戸二丁目13番3号		
地御前保育園	廿日市市地御前四丁目4番30号	地御前保育園	廿日市市地御前四丁目4番30号		
阿品台東保育園	廿日市市阿品台東3番37号	阿品台東保育園	廿日市市阿品台東3番37号		
阿品台西保育園	廿日市市阿品台西6番63号	阿品台西保育園	廿日市市阿品台西6番63号		
友和保育園	廿日市市友田30番地1	友和保育園	廿日市市友田30番地1		
津田保育園	廿日市市津田4160番地1	津田保育園	廿日市市津田4160番地1		
吉和保育園	廿日市市吉和1513番地	浅原保育園	廿日市市浅原3088番地2		
深江保育園	廿日市市深江二丁目11番25号	吉和保育園	廿日市市吉和1513番地		
池田保育園	廿日市市物見西三丁目7番10号	深江保育園	廿日市市深江二丁目11番25号		
いもせ保育園	廿日市市大野原二丁目10番3号	池田保育園	廿日市市物見西三丁目7番10号		
梅原保育園	廿日市市梅原二丁目5番12号	いもせ保育園	廿日市市大野原二丁目10番3号		
丸石保育園	廿日市市丸石二丁目16番17号	梅原保育園	廿日市市梅原二丁目5番12号		
鳴川保育園	廿日市市大野1664番地6	丸石保育園	廿日市市丸石二丁目16番17号		
		鳴川保育園	廿日市市大野1664番地6		

議案第35号

廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表
 ○廿日市市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第27号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第1章・第2章 (略)	第1章・第2章 (略)
第3章 (略)	第3章 (略)
第1節～第3節 (略)	第1節～第3節 (略)
<u>第4節 運営に関する基準（第50条～第59条）</u>	<u>第4節 運営に関する基準（第50条～第59条）</u>
<u>第3章の2 地域密着型通所介護</u>	(新設)
<u>第1節 基本方針（第59条の2）</u>	
<u>第2節 人員に関する基準（第59条の3～第59条の4）</u>	
<u>第3節 設備に関する基準（第59条の5）</u>	
<u>第4節 運営に関する基準（第59条の6～第59条の20）</u>	
<u>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u>	
<u>第1款 この節の趣旨及び基本方針（第59条の21～第59条の22）</u>	
<u>第2款 人員に関する基準（第59条の23～第59条の24）</u>	
<u>第3款 設備に関する基準（第59条の25～第59条の26）</u>	
<u>第4款 運営に関する基準（第59条の27～第59条の38）</u>	
<u>第4章 認知症対応型通所介護</u>	<u>第4章 認知症対応型通所介護</u>
第1節・第2節 (略)	第1節・第2節 (略)
第3節 運営に関する基準（第69条～第80条）	第3節 運営に関する基準（第67条～第80条）
第5章～第9章 (略)	第5章～第9章 (略)
附則	附則
(定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者の員数)	(定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者の員数)
第6条 (略)	第6条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護	4 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護

改正後	改正前
<p>看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。)、指定訪問看護事業所(指定居宅サービス等基準条例第49条第1項に規定する指定訪問看護事業所をいう。)若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所(第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下この条において同じ。)の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p> <p>5 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいすれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第120条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第151条第12項において同じ。)</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。)</p> <p>(3) 指定特定施設(指定居宅サービス等基準条例第175条第1項に規定する指定特定施設をいう。)</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>6～12 (略) (心身の状況等の把握)</p> <p>第14条 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成26年広島県条例第5号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。)第13条第10項に規定するサービス担当者会議をいう。以下の章、第59条の6、第59条の28及び第59条の29において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又</p>	<p>看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。)、指定訪問看護事業所(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業所をいう。)若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所(第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下この条において同じ。)の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p> <p>5 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいすれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第151条第12項において同じ。)</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業所(指定居宅サービス等基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。)</p> <p>(3) 指定特定施設(指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。)</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>6～12 (略) (心身の状況等の把握)</p> <p>第14条 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成26年広島県条例第5号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。)第13条第10項に規定するサービス担当者会議をいう。以下の章及び第67条において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス及</p>

改正後	改正前
<p>は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 (管理者等の責務)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 指定期回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者に<u>この節</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>3 (略) (管理者等の責務)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に<u>この節</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>第3章の2 地域密着型通所介護</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>第1節 基本方針</u></p> <p>第59条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護 (以下「<u>指定地域密着型通所介護</u>」といふ。) の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>第2節 人員に関する基準</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(従業員の員数)</u></p> <p>第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者 (以下「<u>指定地域密着型通所介護事業者</u>」といふ。) が当該事業を行う事業所 (以下「<u>指定地域密着型通所介護事業所</u>」といふ。) ごとに置くべき従業者 (以下この節から第4節までにおいて「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」といふ。) の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域</p>	<p>は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 (管理者等の責務)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 指定期回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者に<u>この章</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>3 (略) (管理者等の責務)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に<u>この章</u>の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数</u></p>	
<p>(2) <u>看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数</u></p>	
<p>(3) <u>介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護及び当該第1号通所事業の利用者。以下のこの節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数</u></p>	
<p>(4) <u>機能訓練指導員 1以上</u></p>	
<p>2 <u>当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時</u></p>	

改正後	改正前
<p>間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができます。</p>	
<p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（第2項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。</p>	
<p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</p>	
<p>5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p>	
<p>6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p>	
<p>7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p>	
<p>8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	
<p>（管理者）</p>	
<p>第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第3節 設備に関する基準 (設備及び備品等)</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>第59条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</u></p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>食堂及び機能訓練室</u></p> <p>ア <u>食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</u></p> <p>イ <u>アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。</u></p> <p>(2) <u>相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。</u></p> <p>3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利^用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。</p> <p>5 指定地域密着型通所介護事業者が第59条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">第4節 運営に関する基準</p> <p style="padding-left: 2em;">（心身の状況等の把握）</p> <p>第59条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提</p>	(新設)
	(新設)
	(新設)

改正後	改正前
<p>供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p><u>第59条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</u></p>	
<p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、<u>指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</u></p>	(新設)
<p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>(1) <u>利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</u></p> <p>(2) <u>指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であつて利用者の選定に係るもの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</u></p> <p>(3) <u>食事の提供に要する費用</u></p> <p>(4) <u>おむつ代</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</u></p>	
<p>4 前項第3号に掲げる費用については、別に市長が定めるところによるものとする。</p>	
<p>5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの</p>	

改正後	改正前
<p>内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 <u>(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)</u></p> <p>第59条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 <u>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</u></p> <p>第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。</p> <p>(2) 指定地域密着型通所介護は、利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。</p> <p>(3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</p> <p>(4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを中心とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</p> <p>(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<u>(地域密着型通所介護計画の作成)</u>	
<u>第59条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者的心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。</u>	(新設)
<u>2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</u>	
<u>3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならぬ。</u>	
<u>4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</u>	
<u>5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</u>	
<u>(管理者の責務)</u>	
<u>第59条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</u>	(新設)
<u>2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</u>	
<u>(運営規程)</u>	
<u>第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</u>	(新設)
<u>(1) 事業の目的及び運営の方針</u>	
<u>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</u>	

改正後	改正前
<p>(3) <u>営業日及び営業時間</u></p> <p>(4) <u>指定地域密着型通所介護の利用定員</u></p> <p>(5) <u>指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</u></p> <p>(6) <u>通常の事業の実施地域</u></p> <p>(7) <u>サービス利用に当たっての留意事項</u></p> <p>(8) <u>緊急時等における対応方法</u></p> <p>(9) <u>非常災害対策</u></p> <p>(10) <u>その他運営に関する重要事項</u></p> <p><u>(勤務体制の確保等)</u></p>	
<p><u>第59条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。</u></p>	(新設)
<p>2 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</u></p>	
<p>3 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u></p> <p><u>(定員の遵守)</u></p>	
<p><u>第59条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(非常災害対策)</u></p>	(新設)
<p><u>第59条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</u></p> <p><u>(衛生管理等)</u></p>	(新設)
<p><u>第59条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p><u>上必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>(地域との連携等)</p>	
<p><u>第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(事故発生時の対応)</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型通所介護事業者は、第59条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p>	
<p>第59条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 地域密着型通所介護計画</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) 第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、同項及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとす</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
る。	
<u>第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u>	(新設)
<u>第1款 この節の趣旨及び基本方針</u>	(新設)
<u>(この節の趣旨)</u>	(新設)
<u>第59条の21 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うもの）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</u>	
<u>(基本方針)</u>	(新設)
<u>第59条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</u>	
<u>2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。</u>	
<u>第2款 人員に関する基準</u>	(新設)
<u>（従業者の員数）</u>	(新設)
<u>第59条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該</u>	

改正後	改正前
<p><u>指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。</u></p> <p>2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。 <u>(管理者)</u></p> <p>第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。</p>	
<p><u>第3款 設備に関する基準</u></p> <p><u>(利用定員)</u></p> <p>第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。</p> <p><u>(設備及び備品等)</u></p> <p>第59条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>	(新設)
<p>2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。</p> <p>3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、</p>	(新設)
	(新設)
	(新設)

改正後	改正前
<p><u>当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。</u></p> <p><u>第4款 運営に関する基準</u> <u>(内容及び手続の説明及び同意)</u></p> <p><u>第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならぬ。</u></p> <p><u>2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</u> <u>(心身の状況等の把握)</u></p> <p><u>第59条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</u></p> <p><u>2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。</u> <u>(指定居宅介護支援事業者等との連携)</u></p> <p><u>第59条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p><u>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。</p> <p>(2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。</p> <p>(4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。</p> <p>(5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。</p> <p>(療養通所介護計画の作成)</p> <p>第59条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。</p> <p>2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当</p>	(新設)
	(新設)

改正後	改正前
<p><u>該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</u></p> <p><u>3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準条例第99条第3項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。</u></p> <p><u>4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</u></p> <p><u>6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</u></p> <p><u>(緊急時等の対応)</u></p> <p><u>第59条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならぬ。</u></p> <p><u>2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。</u></p> <p><u>3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。</u></p> <p><u>(管理者の責務)</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>第59条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</u></p> <p><u>2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。</u></p> <p><u>3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。</u></p> <p><u>4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。</u></p> <p><u>5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</u></p> <p><u>(運営規程)</u></p>	(新設)
<p><u>第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</u></p> <p><u>(1) 事業の目的及び運営の方針</u></p> <p><u>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p><u>(3) 営業日及び営業時間</u></p> <p><u>(4) 指定療養通所介護の利用定員</u></p> <p><u>(5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額</u></p> <p><u>(6) 通常の事業の実施地域</u></p> <p><u>(7) サービス利用に当たっての留意事項</u></p> <p><u>(8) 非常災害対策</u></p> <p><u>(9) その他運営に関する重要な事項</u></p> <p><u>(緊急時対応医療機関)</u></p>	(新設)
<p><u>第59条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならぬ。</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p>2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接していなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならぬ。</p> <p>(安全・サービス提供管理委員会の設置)</p> <p>第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。</p> <p>3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第59条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 療養通所介護計画</p> <p>(2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条に規定する市町村への通知に係る記録</p>	
	(新設)
	(新設)

改正後	改正前
<p>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p>	
<p>第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7（第3項第2号を除く。）、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。</p>	(新設)
<p>第60条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、認知症_____である利用者（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>（利用定員等）</p>	<p>第60条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>（利用定員等）</p>
<p>第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護</p>	<p>第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護</p>

改正後	改正前
<p>事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p>	<p>事業所においては共同生活住居(法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p>
<p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p>
<p><u>第67条及び第68条 削除</u></p>	<p>第67条 指定認知症対応型通所介護事業者(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス及び福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第68条 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>

改正後	改正前
	<p>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>(2) 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るもの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用</p> <p>(4) おむつ代</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第3号に掲げる費用については、別に市長が定めるところによるものとする。</p> <p>5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>
(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)	(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)
第69条 (略)	第69条 (略)
2 指定認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共同型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）	2 指定認知症対応型通所介護事業者
は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
第72条 削除	(管理者の責務)
	第72条 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、指定認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

改正後	改正前
<p>(運営規程)</p> <p>第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>	<p>2 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>	
<p>(1)～(3) (略)</p>	
<p>(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員(第61条第4項又は第65条第1項の利用定員をいう。_____)</p>	<p>第73条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>
<p>(5)～(10) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員(第61条第4項又は第65条第1項の利用定員をいう。第75条において同じ。)</p>	<p>(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員(第61条第4項又は第65条第1項の利用定員をいう。第75条において同じ。)</p>
<p>(5)～(10) (略)</p>	<p>(5)～(10) (略)</p>
<p>第74条から第78条まで 削除</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第74条から第78条まで 削除</p>	<p>第74条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>
<p>第74条から第78条まで 削除</p>	<p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者によって指定認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>
<p>第74条から第78条まで 削除</p>	<p>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p>第74条から第78条まで 削除</p>	<p>(定員の遵守)</p>
<p>第74条から第78条まで 削除</p>	<p>第75条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>
<p>第74条から第78条まで 削除</p>	<p>(非常災害対策)</p>
<p>第74条から第78条まで 削除</p>	<p>第76条 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p>

改正後	改正前
	<p style="text-align: center;"><u>(衛生管理等)</u></p> <p><u>第77条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(地域との連携等)</u></p> <p><u>第78条 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p><u>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(事故発生時の対応)</u></p> <p><u>第78条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の事故により損害が発生した場合において、指定認知症対応型通所介護事業者が賠償すべきものがあるときは、当該指定認知症対応型通所介護事業者は、速やかに賠償しなければならない。</u></p> <p><u>4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第63条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(記録の整備)</u></p> <p><u>第79条 (略)</u></p>
(削る)	
(記録の整備)	

改正後	改正前
<p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p> <p>(6) <u>次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u></p> <p>(準用)</p> <p>第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、<u>第41条、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、同項及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第4章第3節」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第82条第12項の規定により介護支援専門員を配置していない）サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第93条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の</p>	<p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>前条第2項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(新設)</p> <p>(準用)</p> <p>第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、<u>第41条及び第53条</u>の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替えるものとする</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第82条第12項の規定により介護支援専門員を配置していない）サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第93条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の</p>

改正後	改正前
<p>担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス及び福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス及び福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(地域との連携等)</p>
<p><u>第105条 削除</u></p>	<p><u>第105条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。</u></p>
	<p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。</p>
<p>(記録の整備)</p>	<p>(記録の整備)</p>
<p><u>第107条 (略)</u></p>	<p><u>第107条 (略)</u></p>
<p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年</p>	<p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年</p>

改正後	改正前
<p>間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p>	<p>間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p>
<p>第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項及び第34条中</p>	<p>第108条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第72条、第74条及び第77条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第100条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする</p>
<p>「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。</p> <p>(記録の整備)</p>	<p>「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(記録の整備)</p>
<p>第127条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p>	<p>第127条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p>
<p>第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条</p>	<p>第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、第72条、第77条、第99条、第102条、第104条及び第105条第1項から</p>

改正後	改正前
<p>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と</p> <hr/> <p>読み替えるものとする。</p>	<p>第4項までの規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項及び第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と</p> <hr/> <p>、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</p>
<p>第129条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第8条第21項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるもの）をいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p>	<p>第129条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第8条第20項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるもの）をいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むができるようするものでなければならない。</p>
<p>2 (略) (記録の整備)</p>	<p>2 (略) (記録の整備)</p>
<p>第148条 (略)</p>	<p>第148条 (略)</p>
<p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、</p>	<p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、</p>

改正後	改正前
<p>助言等の記録 (準用)</p> <p>第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、<u>第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17</u>第1項から第4項まで及び<u>第99条</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、<u>第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第150条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第8条第22項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指すものでなければならない。</p> <p>2・3 (略) (従業者の員数)</p> <p>第151条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）及びユニット</p>	<p>助言等の記録 (準用)</p> <p>第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、<u>第72条、第76条、第77条、第99条及び第105条第1項から第4項まで</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、<u>第72条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第150条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第8条第21項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むができるようすることを目指すものでなければならない。</p> <p>2・3 (略) (従業者の員数)</p> <p>第151条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）及びユニット</p>

改正後	改正前
<p>型指定介護老人福祉施設（<u>介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年広島県条例第9号）</u> 第32条_____に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員（第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>型指定介護老人福祉施設（<u>指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）</u> 第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員（第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>
4～11 （略）	4～11 （略）
<p>12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年広島県条例第69号_____）第102条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年広島県条例第69号。以下「<u>指定介護予防サービス等基準条例</u>」といふ。）第102条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>
<p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（<u>指定居宅サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定通所介護事業所をい</u>う。）、<u>指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所</u>又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（<u>指定居宅サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定通所介護事業所をい</u>う。）、<u>指定短期入所生活介護事業所等</u>又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>
<p>14～17 （略） (記録の整備)</p>	<p>14～17 （略） (記録の整備)</p>
第176条 （略）	第176条 （略）

改正後	改正前
<p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第59条の17第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p> <p>第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、<u>第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項までの</u>規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護</u>について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「<u>6月</u>」とあるのは「<u>2月</u>」と読み替えるものとする。 (準用)</p>	<p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第105条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 (準用)</p> <p>第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、<u>第72条、第76条及び第105条第1項から第4項まで</u>の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第72条第2項</u>中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、<u>第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」とあるのは「<u>活動状況</u>」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、<u>第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの</u>規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介</p>	<p>第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、<u>第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで</u>、<u>第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの</u>規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介</p>

改正後	改正前
<p>護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるとときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第59条の11第2項</u>中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、<u>第59条の17第1項</u>中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、<u>指定居宅サービス等基準条例第48条</u>に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">(記録の整備)</p> <p>第201条 (略)</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)～(9) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(10) 次条において準用する<u>第59条の17第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p style="padding-left: 2em;">(準用)</p>	<p>護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるとときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、<u>第72条第2項</u>中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、<u>第105条第1項</u>中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」とあるのは「活動状況」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、<u>指定居宅サービス等基準第59条</u>に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">(記録の整備)</p> <p>第201条 (略)</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)～(9) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(10) 次条において準用する<u>第105条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p style="padding-left: 2em;">(準用)</p>

改正後	改正前
<p>第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、<u>第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>	<p>第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、<u>第72条、第74条、第77条</u>、<u>第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条及び第100条から第106条まで</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、<u>第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p style="text-align: right;">第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>

議案第36号

廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年条例第28号）
(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(利用定員等)</p> <p>第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）の運営（第44条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第39条 指定介護予防認知症対応型通所事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、</p>	<p>(利用定員等)</p> <p>第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）の運営（同条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第39条 (新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。</u></p> <p><u>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(記録の整備)</p> <p><u>第40条 (略)</u></p> <p><u>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(1)～(5) (略)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u></p> <p><u>第62条 削除</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p><u>2 (略)</u></p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">(記録の整備)</p> <p><u>第40条 (略)</u></p> <p><u>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">(地域との連携等)</p> <p><u>第62条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設</u></p>

改正後	改正前
<p>(記録の整備)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>次条において準用する第39条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u></p> <p>(準用)</p> <p>第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）から第39条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合に</p>	<p>置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>第62条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u></p> <p>(準用)</p> <p>第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）及び第38条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合に</p>

改正後	改正前
<p>おいて、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第39条第1項中「<u>介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者</u>」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第39条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条、第37条（第4項を除く。）、第38条、<u>第39条、第56条、第59条、第61条</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第39条第1項中「<u>介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは、「<u>介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者</u>」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防</p>	<p>おいて、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替える</p> <p>_____ ものとする。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第62条第2項</u>に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(準用)</p> <p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条から第34条まで、第36条、第37条（第4項を除く。）、第38条、<u>第56条、第59条、第61条及び第62条</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、<u>第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防</u></p>

改正後	改正前
<p>小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と <u>第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</u> </p>	<p>小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、<u>第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。</u></p>



廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市国民健康保険税条例（昭和35年条例第18号）

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
(国民健康保険の被保険者に係る所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に <u>100分の6.1</u> を乗じて算定する。 2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>2万8,600円</u> とする。 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者)(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第5条の6及び第19条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第5条の6及び第19条において同じ。)以外の世帯 <u>2万3,300円</u> (2) 特定世帯 <u>1万1,650円</u> (3) 特定継続世帯 <u>1万7,475円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第5条の3 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の1.9</u> を乗じて算定する。	(国民健康保険の被保険者に係る所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に <u>100分の5.7</u> を乗じて算定する。 2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>2万6,400円</u> とする。 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額) 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者)(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第5条の6及び第19条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第5条の6及び第19条において同じ。)以外の世帯 <u>2万2,400円</u> (2) 特定世帯 <u>1万1,200円</u> (3) 特定継続世帯 <u>1万6,800円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第5条の3 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の1.6</u> を乗じて算定する。

改正後	改正前
(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)	(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)
第5条の5 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>8,300円</u> とする。	第5条の5 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>7,500円</u> とする。
(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)	(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)
第5条の6 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	第5条の6 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,400円</u>	(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,500円</u>
(2) 特定世帯 <u>3,200円</u>	(2) 特定世帯 <u>3,250円</u>
(3) 特定継続世帯 <u>4,800円</u>	(3) 特定継続世帯 <u>4,875円</u>
(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)	(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)
第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の1.8</u> を乗じて算定する。	第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の1.4</u> を乗じて算定する。
(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)	(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)
第7条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <u>9,400円</u> とする。	第7条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <u>9,500円</u> とする。
(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)	(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)
第7条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について <u>5,300円</u> とする。	第7条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について <u>5,000円</u> とする。
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。	第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。
(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納稅義務者	(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納稅義務者
ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2	ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2

改正後	改正前
項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2万20円</u>	項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1万8,480円</u>
イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万6,310円</u> (イ) 特定世帯 <u>8,155円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1万2,233円</u>	イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万5,680円</u> (イ) 特定世帯 <u>7,840円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1万1,760円</u>
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,810円</u>	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,250円</u>
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,480円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,240円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,360円</u>	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,550円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,275円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,413円</u>
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,580円</u>	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,650円</u>
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,710円</u>	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,500円</u>
(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)	(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1万4,300円</u>	ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1万3,200円</u>
イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万1,650円</u> (イ) 特定世帯 <u>5,825円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>8,738円</u>	イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1万1,200円</u> (イ) 特定世帯 <u>5,600円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>8,400円</u>
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,150円</u>	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,750円</u>

改正後	改正前
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,200円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,600円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,400円</u></p>	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,250円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,625円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,438円</u></p>
<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,700円</u></p>	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,750円</u></p>
<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,650円</u></p>	<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,500円</u></p>
<p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき46万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p>	<p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき46万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p>
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,720円</u></p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,280円</u></p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,660円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,330円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,495円</u></p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,480円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,240円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,360円</u></p>
<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,660円</u></p>	<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,500円</u></p>
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,280円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>640円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>960円</u></p>	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,300円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>650円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>975円</u></p>
<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,880円</u></p>	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,900円</u></p>
<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,060円</u></p>	<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,000円</u></p>

廿日市市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市乳幼児医療費支給条例（昭和48年条例第11号）

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<u>廿日市市乳幼児等医療費支給条例</u> (総則)	<u>廿日市市乳幼児医療費支給条例</u> (総則)
第1条 廿日市市（以下「市」という。）は、 <u>乳幼児等</u> の疾病的早期発見と治療とを促進し、もつて <u>乳幼児等</u> の健やかな育成を図るため、この条例の定めるところにより、 <u>乳幼児等</u> の医療に要する費用の一部を <u>乳幼児等</u> を養育している者に支給する。	第1条 廿日市市（以下「市」という。）は、 <u>乳幼児</u> の疾病的早期発見と治療とを促進し、もつて <u>乳幼児</u> の健やかな育成を図るため、この条例の定めるところにより、 <u>乳幼児</u> の医療に要する費用の一部を <u>乳幼児</u> を養育している者に支給する。
（用語の定義）	（用語の定義）
第2条 （略）	第2条 （略）
2 （略）	2 （略）
3 <u>この条例において「乳幼児等」とは、出生の日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。</u>	<u>この条例において「0歳児」とは、乳幼児のうち出生の日から満1歳に達する日の属する月の末日までの者をいう。</u>
（削る）	4 <u>この条例において「1歳児」とは、乳幼児のうち満1歳に達する日の属する月の翌月の初めから満2歳に達する日の属する月の末日までの者をいう。</u>
（削る）	5 <u>この条例において「2歳児」とは、乳幼児のうち満2歳に達する日の属する月の翌月の初めから満3歳に達する日の属する月の末日までの者をいう。</u>
（削る）	6 <u>この条例において「3歳児」とは、乳幼児のうち満3歳に達する日の属する月の翌月の初めから満4歳に達する日の属する月の末日までの者をいう。</u>
（削る）	7 <u>この条例において「4歳児」とは、乳幼児のうち満4歳に達する日の属する月の翌月の初めから満5歳に達する日の属する月の末日までの者をいう。</u>
（削る）	8 <u>この条例において「5歳児」とは、乳幼児のうち満5歳に達する日の属する月の翌月の初めから満6歳に達する日の属する月の末日までの者をいう。</u>
（削る）	9 <u>この条例において「6歳児」とは、乳幼児のうち満6歳に達する日の属する月（当該月が3月である者を除く。）の翌月の初めから満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。</u>
4 この条例において「 <u>乳幼児等</u> を養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) <u>乳幼児等</u> を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母	10 この条例において「 <u>乳幼児</u> を養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) <u>乳幼児</u> を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

改正後	改正前
<p>(2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない<u>乳幼児等</u>を監護し、かつ、その生計を維持する者</p> <p>5 前項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である<u>乳幼児等</u>を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該<u>乳幼児等</u>は、当該父又は母のうちいずれか当該<u>乳幼児等</u>の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>6 この条例にいう「父」には、母が、<u>乳幼児等</u>を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(受給資格者等)</p> <p>第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、市の区域内に住所を有する<u>乳幼児等</u>（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2に規定する入院等をしたことにより、市の区域外に住所を有することとなつた<u>乳幼児等</u>を含む。）を養育している者で、当該<u>乳幼児等</u>が同法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。）であるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、国民健康保険法第116条の2に規定する入院等をしたことにより、市の区域内に住所を有することとなつた<u>乳幼児等</u>を養育している者は、受給資格者としない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、<u>乳幼児等</u>が出生した日又はそれぞれ1歳から15歳に達する日の属する年において、<u>乳幼児等</u>を養育している者の前年の所得（1月1日から6月1日までの間に出生した場合にあつては、前々年の所得）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びにその者の扶養親族等でない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）でその者が前年の12月31において生計を維持したもののが有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、受給資格者としない。ただし、震災、風水害、火災、落雷その他これらに類する災害を受けるなど<u>乳幼児等</u>を養育している者に特別な事情があると市長が認めたときは、この限りでない。</p>	<p>(2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない<u>乳幼児</u>を監護し、かつ、その生計を維持する者</p> <p>11 前項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である<u>乳幼児</u>を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該<u>乳幼児</u>は、当該父又は母のうちいずれか当該<u>乳幼児</u>の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>12 この条例にいう「父」には、母が、<u>乳幼児</u>を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(受給資格者等)</p> <p>第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、市の区域内に住所を有する<u>乳幼児</u>（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2に規定する入院等をしたことにより、市の区域外に住所を有することとなつた<u>乳幼児</u>を含む。）を養育している者で、当該<u>乳幼児</u>が同法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。）であるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、国民健康保険法第116条の2に規定する入院等をしたことにより、市の区域内に住所を有することとなつた<u>乳幼児</u>を養育している者は、受給資格者としない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる<u>乳幼児</u>を養育している者の所得</p> <hr/> <p style="padding-left: 2em;">が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びにその者の扶養親族等でない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）でその者が前年の12月31において生計を維持したもののが有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、受給資格者としない。ただし、震災、風水害、火災、落雷その他これらに類する災害を受けるなど<u>乳幼児</u>を養育している者に特別な事情があると市長が認めたときは、この限りでない。</p>

改正後	改正前
(削る)	(1) 養育している乳幼児が0歳児の場合 当該乳幼児が出生した日の属する年の前年の所得（1月1日から6月1日までの間に出生した場合にあつては、前前年の所得）
(削る)	(2) 養育している乳幼児が1歳児の場合 当該乳幼児が出生した日の属する年の所得（1月1日から6月1日までの間に出生した場合にあつては、前年の所得）
(削る)	(3) 養育している乳幼児が2歳児の場合 当該乳幼児が出生した日の属する年の翌年の所得（1月1日から6月1日までの間に出生した場合にあつては、出生した日の属する年の所得）
(削る)	(4) 養育している乳幼児が3歳児の場合 当該乳幼児が出生した日の属する年の2年後の所得（1月1日から6月1日までの間に出生した場合にあつては、出生した日の属する年の翌年の所得）
(削る)	(5) 養育している乳幼児が4歳児の場合 当該乳幼児が出生した日の属する年の3年後の所得（1月1日から6月1日までの間に出生した場合にあつては、出生した日の属する年の2年後の所得）
(削る)	(6) 養育している乳幼児が5歳児の場合 当該乳幼児が出生した日の属する年の4年後の所得（1月1日から6月1日までの間に出生した場合にあつては、出生した日の属する年の3年後の所得）
(削る)	(7) 養育している乳幼児が6歳児の場合 当該乳幼児が出生した日の属する年の5年後の所得（1月1日から6月1日までの間に出生した場合にあつては、出生した日の属する年の4年後の所得）
4・5 (略) (受給資格の認定)	4・5 (略) (受給資格の認定)
第4条 乳幼児等医療費の支給を受けようとする受給資格者は、あらかじめ受給資格につき、市長の認定を受けなければならない。	第4条 乳幼児医療費の支給を受けようとする受給資格者は、あらかじめ受給資格につき、市長の認定を受けなければならない。
2 市長は、前項の規定により認定をしたときは、当該受給資格者（以下「受給者」という。）に対して、乳幼児等医療費受給者証を交付するものとする。 (支給の額)	2 市長は、前項の規定により認定をしたときは、当該受給資格者（以下「受給者」という。）に対して、乳幼児医療費受給者証を交付するものとする。 (支給の額)
第5条 乳幼児等医療費の支給は、乳幼児等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合（乳幼児等のうち満9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者について）	第5条 乳幼児医療費の支給は、乳幼児の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合

改正後	改正前
<p>ては、入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る医療に関する給付が行われた場合に限る。)において、当該医療に関する給付の額（国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときに行うものとし、その満たない額から次に定める額を控除した額を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>（一部負担金）</p> <p><u>第6条 受給者は、乳幼児等のうち、乳幼児以外の者が健康保険法第63条第3項第1号の保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護を行う事業所（以下「保険医療機関等」という。）による医療又は指定訪問看護を受けたときは、保険医療機関等（同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関とみなす。以下同じ。）ごとに1日につき500円（国民健康保険法若しくは社会保険各法の規定による一部負担金又は国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付に係る本人負担額が500円に満たない場合は当該満たない額。第3項において同じ。）を、一部負担金として支払うものとする。ただし、受給者が保険医療機関等で医療を担当する医師又は歯科医師から交付された処方箋により保険薬局で薬剤の支給を受けたときは、一部負担金を支払うことを要しない。</u></p> <p>2 受給者は、同一の月に同一の保険医療機関等で前項の一部負担金の支払を、次の各号の区分に従い、当該各号に規定する回数行つたときは、同項の規定にかかわらず、同項の一部負担金は、その月のその後の期間内に当該保険医療機関等で医療を受ける際、支払うことを要しない。</p> <p>(1) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る医療を受けた場合 14回</p> <p>(2) 前号に掲げる医療以外の医療又は指定訪問看護を受けた場合 4回</p> <p>3 受給者は、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師による施術を受けたときは、施術所ごとに1日につき500円を、一部負担金として支払うものとする。ただし、同一の月に同一の施術所で一部負担金の支払</p>	<p>において、当該医療に関する給付の額（国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときに行うものとし、その満たない額から次に定める額を控除した額を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>を4回行つたときは、その月のその後の期間内に当該施術所で施術を受ける際、一部負担金を支払うことを要しない。</u></p> <p>(支給の方法)</p> <p><u>第7条 乳幼児等医療費</u>の支給は、受給者の請求に基づいて行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>保険医療機関等による医療又は訪問指定看護</u>を受けた場合には、市長は、<u>乳幼児等医療費</u>として受給者に支給すべき額の限度において、受給者が当該医療に関し、当該保険医療機関等に支払うべき費用を受給者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。</p> <p>3 前項の規定による支払があつたときは、受給者に対し、<u>乳幼児等医療費</u>の支給があつたものとみなす。</p> <p>(乳幼児等医療費の支給の制限等)</p> <p><u>第8条 市長は、受給者が乳幼児等の疾病又は負傷に関し、損害賠償その他の給付を受けた場合において、これらの給付のうち<u>乳幼児等医療費支給額</u>に相当する給付があると認められるときは、その額の限度において、<u>乳幼児等医療費の全部</u>若しくは一部を交付せず、又はすでに交付した<u>乳幼児等医療費</u>の額に相当する金額を返還させることができる。</u></p> <p>2 市長は、偽りその他不正の行為により<u>乳幼児等医療費</u>の交付を受けた者があるときはその者から既に交付した金額の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>(権利の譲渡等の禁止)</p> <p><u>第9条 乳幼児等医療費</u>の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。</p> <p>(権利の譲渡等の禁止)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条 (略)</u></p>	<p>(支給の方法)</p> <p><u>第6条 乳幼児医療費</u>の支給は、受給者の請求に基づいて行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>健康保険法第63条第3項第1号の保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護を行う事業所</u>（以下「<u>保険医療機関等</u>」という。）で医療を受けた場合には、市長は、<u>乳幼児医療費</u>として受給者に支給すべき額の限度において、受給者が当該医療に関し、当該保険医療機関等に支払うべき費用を受給者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。</p> <p>3 前項の規定による支払があつたときは、受給者に対し、<u>乳幼児医療費</u>の支給があつたものとみなす。</p> <p>(乳幼児医療費の支給の制限等)</p> <p><u>第7条 市長は、受給者が乳幼児の疾病又は負傷に関し、損害賠償その他の給付を受けた場合において、これらの給付のうち<u>乳幼児医療費支給額</u>に相当する給付があると認められるときは、その額の限度において、<u>乳幼児医療費の全部</u>若しくは一部を交付せず、又はすでに交付した<u>乳幼児医療費</u>の額に相当する金額を返還させることができる。</u></p> <p>2 市長は、偽りその他不正の行為により<u>乳幼児医療費</u>の交付を受けた者があるときはその者から既に交付した金額の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>(権利の譲渡等の禁止)</p> <p><u>第8条 乳幼児医療費</u>の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。</p> <p>(権利の譲渡等の禁止)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第9条 (略)</u></p>

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第38号）

(下線の部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）			
執行機関		事務	
1 市長	廿日市市乳幼児等医療費支給条例（昭和48年条例第11号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	廿日市市乳幼児 医療費支給条例（昭和48年条例第11号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	廿日市市乳幼児 医療費支給条例（昭和48年条例第11号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	廿日市市重度心身障害者医療費支給条例（昭和48年条例第35号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	廿日市市重度心身障害者医療費支給条例（昭和48年条例第35号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	廿日市市重度心身障害者医療費支給条例（昭和48年条例第35号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例（昭和54年条例第26号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例（昭和54年条例第26号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例（昭和54年条例第26号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
別表第2（第2条関係）			
執行機関		事務	
1 市長	廿日市市乳幼児等医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額若しくはその算定の基礎となる情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額若しくはその算定の基礎となる情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	廿日市市重度心身障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例による医療費の支給に関する事	地方税関係情報であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

改正後		改正前	
	務であって規則で 定めるもの		務であって規則で 定めるもの

廿日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
 ○廿日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成24年条例第34号）

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(許可の特例)</p> <p>第3条 国、県、市又は次に掲げる法人が行う行為については、前条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国、県、市又は法人は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。協議した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>独立行政法人労働者健康安全機構</u></p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(許可の特例)</p> <p>第3条 国、県、市又は次に掲げる法人が行う行為については、前条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国、県、市又は法人は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。協議した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u></p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p>

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市手数料条例（平成12年条例第2号）

(下線の部分は改正箇所)

改正後				改正前				
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）				
事務の種類	単位	手数料	備考	事務の種類	単位	手数料	備考	
(略)	(略)	(略)	(略)	ア 耐震性の基準に 係る審査の欄に掲 げる区分に応じて 定める手数料の額 に耐震性以外の基 準に係る審査の欄 に掲げる区分に応 じて定める手数料 の額を加えた額 イ 長期優良住宅の 普及の促進に関する 法律（平成20 年法律第87号） 第6条第2項の規 定により審査を申 し出る場合の手数 料の額は、長期優 良住宅建築等計画 の認定に係る手数 料の額に、建築物 に関する確認又は 計画通知に係る審 査を申し出る場合 は建築物に関する 確認又は計画通知	ア 1申請をもって1 件とする。 イ 長期優良住宅の普 及の促進に関する法 律 _____第9条の 規定による譲受人を 決定したことのみに よる計画の変更の場 合には、手数料を徴 収しない。	長期優良住宅建築等 計画（計画の変更を 含む。_____） の認定	ア 耐震性の基準に 係る審査手数料の 額 に耐震性以外の基 準に係る審査手数 料の額 _____を加えた額 イ 長期優良住宅建 築等計画（計画の 変更を含む。）が 建築基準法第6条 第1項に規定する 建築基準関係規定 に適合するかどう かの審査を申し出 る場合は、アの額 に、建築基準関係 規定に係る審査の 手数料の額を加え た額	ア 1申請をもって1 件とする。 イ 長期優良住宅の普 及の促進に関する法 律（平成20年法律第 87号）第9条の規定 による譲受人を決定 したことのみによる 計画の変更の場合 には、手数料を徴収 しない。

改正後			改正前		
		<p><u>の項に定める手数料の額を、建築設備に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築設備に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を加えた額</u></p>			
耐震性の基準に係る審査		<p>ア 共同住宅等に係る手数料の額は、併用住宅（住戸数が1のものに限る。）を除き、1棟の延べ面積に応じた区分により算定する。</p> <p>イ 1棟の建築物がエキスパンションジョイントその他相互に応力を伝えない構造方法のみで接する複数の部分を有する場合にあっては、手数料の額は、住戸を有する部分ごとに床面積の合計面積に応じた区分により算定する。</p> <p>ウ 長期優良住宅建築等計画_____の認定を受けた住戸を有する</p>	耐震性の基準に係る審査 <u>申請建築物の種類</u>		<p>ア 共同住宅等に係る手数料の額は、併用住宅（住戸数が1のものに限る。）を除き、1棟の延べ面積に応じた区分により算定する。</p> <p>イ 1棟の建築物がエキスパンションジョイントその他相互に応力を伝えない構造方法のみで接する複数の部分を有する場合にあっては、手数料の額は、住戸を有する部分ごとに床面積の合計面積に応じた区分により算定する。</p> <p>ウ 長期優良住宅建築等計画（計画の変更を含む。）の認定を受けた住戸を有する</p>

改正後				改正前			
			<p>棟に係る審査については、手数料を徴収しない。</p> <p>エ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。この場合において、戸建て住宅及び併用住宅（住戸数が1のものに限る。）以外の共同住宅等の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。</p>				<p>棟に係る審査については、手数料を徴収しない。</p> <p>エ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。この場合において、戸建て住宅及び併用住宅（住戸数が1のものに限る。）以外の共同住宅等の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。</p>
戸建て住宅	1件	1万7,000円	住宅を増築し、又は改築しようとする場合（以下「増改築をする場合」という。）は、 2万6,000円	戸建て住宅	1件	1万7,000円	
共同住宅等				共同住宅等			
併用住宅 (住戸数が 1のものに 限る。)	1件	1万7,000円	増改築をする場合は、 2万6,000円	併用住宅 (住戸数が 1のものに 限る。)	1件	1万7,000円	
500 平方メートル以内	1件	4万円	増改築をする場合は、 6万円	500 平方メートル以内	1件	4万円	
500 平方メートル超	1件	6万5,000円	増改築をする場合は、 9万6,000円	500 平方メートル超	1件	6万5,000円	

改正後				改正前			
1,000 平方 メートル以 内				1,000 平方 メートル以 内			
1,000 平方 メートル超 3,000 平方 メートル以 内	1 件	13 万 7,000 円	増改築をする場合は、 <u>20 万 2,000 円</u>	1,000 平方 メートル超 3,000 平方 メートル以 内	1 件	13 万 7,000 円	
3,000 平方 メートル超 5,000 平方 メートル以 内	1 件	25 万 5,000 円	増改築をする場合は、 <u>37 万 7,000 円</u>	3,000 平方 メートル超 5,000 平方 メートル以 内	1 件	25 万 5,000 円	
5,000 平方 メートル超 10,000 平方 メートル以 内	1 件	50 万 6,000 円	増改築をする場合は、 <u>74 万 8,000 円</u>	5,000 平方 メートル超 10,000 平方 メートル以 内	1 件	50 万 6,000 円	
10,000 平方 メートル超 20,000 平方 メートル以 内	1 件	94 万円	増改築をする場合は、 <u>139 万円</u>	10,000 平方 メートル超 20,000 平方 メートル以 内	1 件	94 万円	
20,000 平方 メートル超 30,000 平方 メートル以 内	1 件	140 万 1,000 円	増改築をする場合は、 <u>207 万 1,000 円</u>	20,000 平方 メートル超 30,000 平方 メートル以 内	1 件	140 万 1,000 円	
30,000 平方 メートル超	1 件	172 万 6,000 円	増改築をする場合は、 <u>255 万 1,000 円</u>	30,000 平方 メートル超	1 件	172 万 6,000 円	
耐震性以外の基準 に係る審査			ア 共同住宅等に係る 手数料の額は、申請	耐震性以外の基準 に係る審査			ア 共同住宅等に係る 手数料の額は、申請

改正後				改正前			
			申請建築物の種類				申請建築物の種類
			住戸数により算定する。				住戸数により算定する。
			イ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。				イ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。
戸建て住宅	1件	3万2,000円	増改築をする場合は、 4万7,000円	戸建て住宅	1件	3万2,000円	戸建て住宅
共同住宅等				共同住宅等			共同住宅等
10戸以下	1件	3万2,000円に申請 住戸数から1を減じ た数に1万円を乗じ て得た額を加えた額	増改築をする場合は、 4万7,000円に申請住 戸数から1を減じた数 に1万4,000円を乗じ て得た額を加えた額	10戸以下	1件	3万2,000円に申請 住戸数から1を減じ た数に1万円を乗じ て得た額を加えた額	10戸以下
11戸以上 100戸以下	1件	12万2,000円に申 請住戸数から10を減 じた額に5,700円を 乗じて得た額を加 えた額	増改築をする場合は、 18万1,000円に申請住 戸数から10を減じた額 に8,500円を乗じて得 た額を加えた額	11戸以上 100戸以下	1件	12万2,000円に申請 住戸数から10を減 じた額に5,700円を 乗じて得た額を加 えた額	11戸以上 100戸以下
101戸以上 200戸以下	1件	64万円に申請住戸 数から100を減じた 数に5,400円を乗じ て得た額を加えた額	増改築をする場合は、 94万7,000円に申請住 戸数から100を減じた 数に8,000円を乗じて 得た額を加えた額	101戸以上 200戸以下	1件	64万円に申請住戸数 から100を減じた数 に5,400円を乗じて 得た額を加えた額	101戸以上 200戸以下
201戸以上 300戸以下	1件	118万1,000円に申 請住戸数から200を 減じた数に4,500円を 乗じて得た額を加 えた額	増改築をする場合は、 174万8,000円に申請 住戸数から200を減 じた数に6,600円を乗 じて得た額を加えた額	201戸以上 300戸以下	1件	118万1,000円に申 請住戸数から200を 減じた数に4,500円を 乗じて得た額を加 えた額	201戸以上 300戸以下
301戸以上	1件	163万1,000円に申 請住戸数から300を	増改築をする場合は、 241万3,000円に申請	301戸以上	1件	163万1,000円に申 請住戸数から300を	301戸以上

改正後				改正前			
		減じた数に 3,500 円を乗じて得た額を加えた額（198 万 8,000 円を上限とする。）	住戸数から 300 を減じた数に 5,200 円を乗じて得た額を加えた額（294 万 2,000 円を上限とする。）		減じた数に 3,500 円を乗じて得た額を加えた額（198 万 8,000 円を上限とする。）		
適合審査を受けた場合の審査 申請建築物の種類			<p>ア 適合審査とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることについて、登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する機関をいう。以下同じ。）が行う審査をいう。</p> <p>イ 共同住宅等に係る手数料の額は、申請住戸数により算定する。</p> <p>ウ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。</p>	適合審査を受けた場合の審査 申請建築物の種類			<p>ア 適合審査とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）の基準に適合していることについて、登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する機関をいう。以下同じ。）が行う審査をいう。</p> <p>イ 認定を受けた長期優良住宅建築等計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。</p>
戸建て住宅	1件	6,600 円	増改築をする場合は、9,800 円	戸建て住宅	1件	6,600 円	
共同住宅等				共同住宅等			
10戸以下	1件	6,600 円に申請住戸	増改築をする場合は、	10戸以下	1件	6,600 円に申請住戸	

改正後				改正前			
		数から 1 を減じた数に 1,800 円を乗じて得た額を加えた額	9,800 円に申請住戸数から 1 を減じた数に 2,800 円を乗じて得た額を加えた額			数から 1 を減じた数に 1,800 円を乗じて得た額を加えた額	
11 戸以上 100 戸以下	1 件	2 万 3,000 円に申請住戸数から 10 を減じた数に 900 円を乗じて得た額を加えた額	増改築をする場合は、3 万 5,000 円に申請住戸数から 10 を減じた数に 1,400 円を乗じて得た額を加えた額	11 戸以上 100 戸以下	1 件	2 万 3,000 円に申請住戸数から 10 を減じた数に 900 円を乗じて得た額を加えた額	
101 戸以上 200 戸以下	1 件	10 万 9,000 円に申請住戸数から 100 を減じた数に 700 円を乗じて得た額を加えた額	増改築をする場合は、16 万 2,000 円に申請住戸数から 100 を減じた数に 1,000 円を乗じて得た額を加えた額	101 戸以上 200 戸以下	1 件	10 万 9,000 円に申請住戸数から 100 を減じた数に 700 円を乗じて得た額を加えた額	
201 戸以上 300 戸以下	1 件	18 万円に申請住戸数から 200 を減じた数に 400 円を乗じて得た額を加えた額	増改築をする場合は、26 万 7,000 円に申請住戸数から 200 を減じた数に 600 円を乗じて得た額を加えた額	201 戸以上 300 戸以下	1 件	18 万円に申請住戸数から 200 を減じた数に 400 円を乗じて得た額を加えた額	
301 戸以上	1 件	22 万 3,000 円に申請住戸数から 300 を減じた数に 100 円を乗じて得た額を加えた額 (23 万 8,000 円を上限とする。)	増改築をする場合は、32 万 9,000 円に申請住戸数から 300 を減じた数に 200 円を乗じて得た額を加えた額 (35 万 1,000 円を上限とする。)	301 戸以上	1 件	22 万 3,000 円に申請住戸数から 300 を減じた数に 100 円を乗じて得た額を加えた額 (23 万 8,000 円を上限とする。)	
住宅性能評価書の交付を受けた場合の審査			ア 住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価書をいう。	住宅性能評価書の交付を受けた場合の審査			ア 住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価書をいう。
戸建て住宅	1 件	1 万 6,500 円		申請建築物の種類			
共同住宅等				戸建て住宅	1 件	1 万 6,500 円	
				共同住宅等			

改正後				改正前			
10戸以下	1件	1万 6,500 円に申請 住戸数から 1 を減じ た数に 9,000 円を乗 じて得た額を加えた 額	イ 共同住宅等に係る 手数料の額は、申請 住戸数により算定す る。 ウ 認定を受けた長期 優良住宅建築等計画 を変更する場合の手 数料の額は、2分の 1の額とする。	10戸以下	1件	1万 6,500 円に申請 住戸数から 1 を減じ た数に 9,000 円を乗 じて得た額を加えた 額	
11 戸以上 100 戸以下	1件	9万 8,300 円に申請 住戸数から 10 を減 じた数に 4,300 円を 乗じて得た額を加え た額		11 戸以上 100 戸以下	1件	9万 8,300 円に申請 住戸数から 10 を減 じた数に 4,300 円を 乗じて得た額を加え た額	イ 認定を受けた長期 優良住宅建築等計画 を変更する場合の手 数料の額は、2分の 1の額とする。
101 戸以上 200 戸以下	1件	48 万 8,000 円に申 請住戸数から 100 を 減じた数に 4,000 円 を乗じて得た額を加 えた額		101 戸以上 200 戸以下	1件	48 万 8,000 円に申 請住戸数から 100 を減 じた数に 4,000 円を 乗じて得た額を加え た額	
201 戸以上 300 戸以下	1件	88 万 9,000 円に申 請住戸数から 200 を 減じた数に 3,200 円 を乗じて得た額を加 えた額		201 戸以上 300 戸以下	1件	88 万 9,000 円に申 請住戸数から 200 を減 じた数に 3,200 円を 乗じて得た額を加え た額	
301 戸以上	1件	121 万 2,000 円に申 請住戸数から 300 を 減じた数に 2,500 円 を乗じて得た額を加 えた額 (146 万 6,000 円を上限とす る。)		301 戸以上	1件	121 万 2,000 円に申 請住戸数から 300 を 減じた数に 2,500 円 を乗じて得た額を加 えた額 (146 万 6,000 円を上限とす る。)	
(略)	(略)	(略)	(略)	建築基準関係規定 に係る審査	1件	この表の建築物に關 する確認又は計画通 知に掲げる手数料の 額	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正後				改正前			
要除却認定マンション建替えにおける容積率の特例許可	1件	16万円	1申請をもって1件とする。	要除却認定マンション建替えにおける容積率の特例許可	1件	16万円	1申請をもって1件とする。
建築物エネルギー消費性能向上計画（計画の変更を含む。以下同じ。）の認定		<p>ア 戸建て住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物（住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）及び非住宅部分（同項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物をいう。以下同じ。）の住戸について認定を受けようとする場合の手数料の額は、住戸に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額</p> <p>イ 共同住宅等の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄に掲</p>	<p>ア 1申請をもって1件とする。</p> <p>イ 誘導基準適合図書とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する図書をいう。</p> <p>ウ モデル建築物誘導基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第8条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（複合建築物が基準省令第8条第3号ロ(1)から(3)までに適合する場合にあっては、基準省令第8条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準又は基準省令第1条第1項第1号ロ及び第8条第1号イ(2)の</p>	(新設)			

改正後		改正前	
	<p><u>げる区分に応じて定める額</u></p> <p>ウ 住宅部分を有しない建築物の全体又は複合建築物の非住宅部分について認定を受けようとする場合の手数料の額は、非住宅に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額</p> <p>エ 複合建築物の住戸及び非住宅部分について認定を受けようとする場合の手数料の額は、住戸に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額に非住宅に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額</p> <p>オ 複合建築物の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、共同住宅等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額に非住宅に係る審査の欄に</p> <p><u>基準) をいう。</u></p>		

改正後		改正前			
	<p><u>掲げる区分に応じて定める額をえた額</u></p> <p><u>力 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定により審査を申し出る場合の手数料の額は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料の額に、建築物に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築物に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額を、建築設備に関する確認又は計画通知に係る審査を申し出る場合は建築設備に関する確認又は計画通知の項に定める手数料の額をえた額</u></p>				
住戸に係る審査		<p>ア 共同住宅等に係る手数料の額は、申請住戸数により算定する。</p> <p>イ 認定を受けた建築</p>			

改正後				改正前			
			物エネルギー消費性能向上計画を変更する場合の手数料の額は、2分の1の額とする。				
戸建て住宅	1件	3万7,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は、5,100円				
共同住宅等			共同住宅等の全体又は複合建築物の全体と併せて認定を受けようとする場合は、免除とする。				
1戸	1件	3万7,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は、5,100円				
2戸以上4戸以下	1件	3万7,000円に申請 住戸数から1を減じた数に1万2,000円を乗じて得た額を加えた額	誘導基準適合図書を提出する場合は、5,100円に申請住戸数から1を減じた数に1,600円を乗じて得た額を加えた額				
5戸以上15戸以下	1件	7万5,000円に申請 住戸数から4を減じた数に4,500円を乗じて得た額を加えた額	誘導基準適合図書を提出する場合は、1万円に申請住戸数から4を減じた数に1,000円を乗じて得た額を加えた額				
16戸以上45戸以下	1件	12万5,000円に申請 住戸数から15を減じた数に2,900円を乗じて得た額を加えた額	誘導基準適合図書を提出する場合は、2万1,000円に申請住戸数から15を減じた数に900円を乗じて得た額を加えた額				

改正後				改正前			
	46戸以上	1件	21万4,000円に申請 住戸数から45を減じた数に1,600円を乗じて得た額を加えた額(30万6,000円を上限とする。)	誘導基準適合図書を提出する場合は、4万9,000円に申請住戸数から45を減じた数に600円を乗じて得た額を加えた額(8万7,000円を上限とする。)			
	共同住宅等に係る審査			ア 手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。 イ 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画を変更する場合の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。			
	300 平方メートル未満	1件	7万5,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は、1万円			
	300 平方メートル以上	1件	12万5,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は、2万1,000円			
	2,000 平方メートル未満	1件	21万3,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は、4万8,000円			
	2,000 平方メートル以上	1件	30万6,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は、8万			

改正後				改正前			
非住宅に係る審査		7,000円					
		ア 手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。 イ 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画を変更する場合の手数料の額は、変更に係る部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定した手数料の額の2分の1の額とする。					
300 平方メートル未満	1件	24万8,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は1万円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は9万4,000円				
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	1件	40万1,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は2万9,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は15万9,000円				
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	1件	57万3,000円	誘導基準適合図書を提出する場合は8万7,000円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は25万7,000円				
5,000 平方メートル以上	1件	70万5,000円	誘導基準適合図書を提				

改正後				改正前			
<u>一トル以上</u>			<u>出する場合は 13 万 8,000 円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は 33 万 6,000 円</u>				
<u>10,000 平方メートル未満</u>							
<u>10,000 平方メートル以上</u>	1 件	<u>83 万 4,000 円</u>	<u>誘導基準適合図書を提出する場合は 17 万 5,000 円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は 40 万 4,000 円</u>				
<u>25,000 平方メートル未満</u>							
<u>25,000 平方メートル以上</u>	1 件	<u>95 万 1,000 円</u>	<u>誘導基準適合図書を提出する場合は 21 万 9,000 円、モデル建築物誘導基準に適合している場合は 47 万 4,000 円</u>				
<u>建築物のエネルギー消費性能の認定</u>			<p>ア 戸建て住宅又は共同住宅等の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、戸建て住宅又は共同住宅等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額</p> <p>イ 住宅部分を有しない建築物の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、非住宅に係る審査</p>	<p>ア 1 申請をもって 1 件とする。</p> <p>イ 消費性能基準適合図書等とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号の基準に適合していることを証する図書及び建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 18 項に規定する検査済証の写しをいう。</p> <p>ウ 仕様基準とは、基準省令第 1 条第 1 項</p>			

改正後			改正前		
		<p>の欄に掲げる区分に応じて定める額</p> <p>ウ 複合建築物の全体について認定を受けようとする場合の手数料の額は、戸建て住宅又は共同住宅等に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額に非住宅に係る審査の欄に掲げる区分に応じて定める額を加えた額</p>	<p>第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準をいう。</p> <p>エ モデル建築物消費性能基準とは、基準省令第1条第1項第1号ロの基準をいう。</p>		
戸建て住宅又は共同住宅等に係る審査			共同住宅等に係る手数料の額は、床面積の合計面積に応じた区分により算定する。		
戸建て住宅	1件	3万7,000円	消費性能基準適合図書等を提出する場合は5,100円、仕様基準に適合している場合は1万8,000円		
共同住宅等					
300 平方メートル未満	1件	7万5,000円	消費性能基準適合図書等を提出する場合は1万円、仕様基準に適合している場合は3万5,000円		
300 平方メートル以上 2,000 平方	1件	12万5,000円	消費性能基準適合図書等を提出する場合は2万1,000円、仕様基準		

改正後				改正前			
<u>メートル未満</u>			<u>に適合している場合は 6万2,000円</u>				
<u>2,000 平方メートル以上</u>	<u>5,000 平方メートル未満</u>	<u>1件</u>	<u>21万3,000円</u>	<u>消費性能基準適合図書等を提出する場合は4万8,000円、仕様基準に適合している場合は11万2,000円</u>			
<u>5,000 平方メートル以上</u>		<u>1件</u>	<u>30万6,000円</u>	<u>消費性能基準適合図書等を提出する場合は8万7,000円、仕様基準に適合している場合は17万円</u>			
<u>非住宅に係る審査</u>				<u>手数料の額は、申請部分の床面積の合計面積に応じた区分により算定する。</u>			
<u>300 平方メートル未満</u>		<u>1件</u>	<u>24万8,000円</u>	<u>消費性能基準適合図書等を提出する場合は1万円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合は9万4,000円</u>			
<u>300 平方メートル以上</u>	<u>2,000 平方メートル未満</u>	<u>1件</u>	<u>40万1,000円</u>	<u>消費性能基準適合図書等を提出する場合は2万9,000円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合は15万9,000円</u>			
<u>2,000 平方メートル以上</u>	<u>5,000 平方メートル未満</u>	<u>1件</u>	<u>57万3,000円</u>	<u>消費性能基準適合図書等を提出する場合は8万7,000円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合は25万円</u>			

改正後				改正前			
<u>5,000 平方メートル以上</u>	1件	<u>70万5,000円</u>	<u>7,000円</u>				
<u>10,000 平方メートル未満</u>			<u>消費性能基準適合図書等を提出する場合は 13万 8,000 円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合は 33万 6,000 円</u>				
<u>10,000 平方メートル以上</u>	1件	<u>83万4,000円</u>	<u>消費性能基準適合図書等を提出する場合は 17万 5,000 円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合は 40万 4,000 円</u>				
<u>25,000 平方メートル未満</u>							
<u>25,000 平方メートル以上</u>	1件	<u>95万1,000円</u>	<u>消費性能基準適合図書等を提出する場合は 21万 9,000 円、モデル建築物消費性能基準に適合している場合は 47万 4,000 円</u>				

廿日市市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

○廿日市市立学校施設使用条例（昭和50年条例第34号）

(下線の部分は改正部分)

改正後

別表（第6条関係）

区分	使用料（1時間につき）					
	屋内運動場	運動場	柔剣道場	地域交流スペース	ミーティングルーム	運動場照明設備
廿日市小学校	770円	400円				
平良小学校	770円	400円		340円	70円	
原小学校	770円	400円				
宮内小学校	770円	400円				
地御前小学校	770円	400円				
佐方小学校	770円	400円				
阿品台東小学校	770円	400円				
阿品台西小学校	770円	400円				
金剛寺小学校	770円	400円				
宮園小学校	770円	400円				
四季が丘小学校	770円	400円				
友和小学校	770円	400円				
津田小学校	380円	400円				
吉和小学校	770円	400円			190円	
大野東小学校	770円	400円				
大野西小学校	770円	400円				
宮島小学校	380円	400円			190円	
廿日市中学校	770円	400円	290円			
七尾中学校	770円	400円	140円			
阿品台中学校	770円	400円	290円			
野坂中学校	770円	400円	290円			
四季が丘中学校	770円	400円	290円			
佐伯中学校	770円	400円	290円		190円	
大野中学校	770円	400円	290円		190円	

改正前

別表（第6条関係）

区分	使用料（1時間につき）					
	屋内運動場	運動場	柔剣道場	地域交流スペース	ミーティングルーム	運動場照明設備
廿日市小学校	770円	400円				
平良小学校	770円	400円		340円	70円	
原小学校	770円	400円				
宮内小学校	770円	400円				
地御前小学校	770円	400円				
佐方小学校	770円	400円				
阿品台東小学校	770円	400円				
阿品台西小学校	770円	400円				
金剛寺小学校	770円	400円				
宮園小学校	770円	400円				
四季が丘小学校	770円	400円				
友和小学校	770円	400円				
津田小学校	380円	400円				
吉和小学校	770円	400円			190円	
大野東小学校	770円	400円				
大野西小学校	770円	400円				
宮島小学校	380円	400円			190円	
廿日市中学校	770円	400円	290円			
七尾中学校	770円	400円	140円			
阿品台中学校	770円	400円	290円			
野坂中学校	770円	400円	290円			
四季が丘中学校	770円	400円	290円			
佐伯中学校	770円	400円	290円		190円	
大野中学校	770円	400円	290円		190円	

改正後						改正前						
大野東中学校	770 円	400 円	140 円			190 円	大野東中学校	770 円	400 円	140 円		190 円
宮島中学校	770 円	400 円				190 円	宮島中学校	770 円	400 円			190 円
備考 分割して使用できる施設を分割して使用する場合は、分割の割合で徴収する。						備考 分割して使用できる施設を分割して使用する場合は、分割の割合で徴収する。						

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市火災予防条例（昭和37年条例第9号）

(下線の部分は改正部分)

改正後							改正前											
種類			入力	離隔距離(cm)					種類			入力	離隔距離(cm)					
炉	開放炉	使用温度		上方	側方	前方	後方	備考	炉	開放炉	使用温度		上方	側方	前方	後方	備考	
炉	開放炉	使用温度が800°C以上のもの	—	250	200	300	200				使用温度が800°C以上のもの	—	250	200	300	200		
		使用温度が300°C以上800°C未満のもの	—	150	150	200	150				使用温度が300°C以上800°C未満のもの	—	150	150	200	150		
		使用温度が300°C未満のもの	—	100	100	100	100				使用温度が300°C未満のもの	—	100	100	100	100		
		開放炉以外	使用温度が800°C以上のもの	—	250	200	300	200			開放炉以外	使用温度が800°C以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が300°C以上800°C未満のもの	—	150	100	200	100				使用温度が300°C以上800°C未満のもの	—	150	100	200	100		
		使用温度が300°C未満のもの	—	100	50	100	50				使用温度が300°C未満のもの	—	100	50	100	50		
		外釜でバーナー取付（風呂用以外）	21kW以下	—	15	15	15	注：浴槽との離隔距離は0cm			外がまで21kW以下	—	15	15	15			
		外釜でバーナー取り出し口外のバーナーのないもの	（風呂用以外）	—	注						バーナー（ふろ用以外）	—	注1				注1：浴槽との離隔距離	
風呂釜	気体燃料以外	不燃閉式	半密設置	浴室内外	外がまで21kW以下	—	15	15	ふろがま	気体燃料以外	不燃閉式	浴室内外	外がまで21kW以下	—	15	15	15	

改正後							改正前						
の	のにあつて は42kW以 下)					とする が、合 成樹脂 浴槽 (ポリ プロピ レン浴 槽等) の場合 は2cm とす る。	もの	のにあつて は42kW以 下)					は0cmと するが、 合成樹 脂浴槽 (ポリ プロピ レン浴 槽等)の 場合は2 cmとす る。
内釜	21kW以下 (風呂用以 外のバーナーをもつも のにあつて は42kW以 下)	—	—	60	—		内がま	21kW以下 (ふろ用以 外のバーナーをもつも のにあつて は42kW以 下)	—	60	—		
浴室外外釜でバ 設置	21kW以下 ーナー取 (風呂用以 り出し口外のバーナーのないもーをもつも ののにあつて は当該バー ナーが70kW 以下であつ て、かつ、 風呂用バー ナーが21kW 以下)	—	15	15	15		浴室外外がまで21kW以下 設置	バーナー (ふろ用以 取り出し外のバーナー口のないーをもつも もの	のにあつて は当該バー ナーが70kW 以下であつ て、かつ、 ふろ用バー ナーが21kW 以下)	15	15	15	
外釜でバ もの	21kW以下 ーナー取 (風呂用以 り出し口外のバーナーのあるーをもつも ののにあつて は当該バー ナーが70kW 以下であつ て、かつ、 風呂用バー	—	15	60	15		外がまで21kW以下 バーナー (ふろ用以 取り出し外のバーナー口のあるーをもつも もの	のにあつて は当該バー ナーが70kW 以下であつ て、かつ、 ふろ用バー	15	60	15		

改正後					改正前				
		ナーが21kW 以下)							
内釜	21kW以下 (風呂用以 外のバーナーをもつも のにあつて は当該バー ナーが70kW 以下であつ て、かつ、 風呂用バー ナーが21kW 以下)	—	15	60	—				
密閉式	21kW以下 (風呂用以 外のバーナーをもつも のにあつて は当該バー ナーが70kW 以下であつ て、かつ、 風呂用バー ナーが21kW 以下)	—	2 注	2	2				
屋外用	21kW以下 (風呂用以 外のバーナーをもつも のにあつて は当該バー	60	15	15	15				
	ナーが21kW 以下)								
内がま	21kW以下 (ふろ用以 外のバーナーをもつも のにあつて は当該バー ナーが70kW 以下であつ て、かつ、 ふろ用バー ナーが21kW 以下)					15	60	—	
密閉式	21kW以下 (ふろ用以 外のバーナーをもつも のにあつて は当該バー ナーが70kW 以下であつ て、かつ、 ふろ用バー ナーが21kW 以下)					2 注1	2	2	
屋外用	21kW以下 (ふろ用以 外のバーナーをもつも のにあつて は当該バー					60	15	15	15

改正後								改正前													
不 燃	半 密 閉 式	浴室 設置	外釜でバーナー取 り出し口外のバーナーをもつも のにあつては42kW以下)				内釜 21kW以下 (風呂用以外のバーナーをもつも のにあつては42kW以下)				不 燃	半 密 閉 式	浴室 設置	浴室内外がまで21kW以下 バーナー(ふろ用以外のバーナーをもつも のにあつては42kW以下)				内がま 21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつも のにあつては42kW以下)			
			外釜でバーナー取 り出し口外のバーナーをもつも のにあつては42kW以下)	内釜 21kW以下 (風呂用以外のバーナーをもつも のにあつては42kW以下)	外釜でバーナー取 り出し口外のバーナーをもつも のにあつては42kW以下)	内がま 21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつも のにあつては42kW以下)															
			外釜でバーナー取 り出し口外のバーナーをもつも のにあつては42kW以下)	内釜 21kW以下 (風呂用以外のバーナーをもつも のにあつては42kW以下)	外釜でバーナー取 り出し口外のバーナーをもつも のにあつては42kW以下)	内がま 21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつも のにあつては42kW以下)															

改正後							改正前						
	外釜でバ ーナー取 り出し口外のバ ーナーのあ るも一をもつも のにあつて は当該バ ーナーが70kW 以下であつ て、かつ、 風呂用バ ーナーが21kW 以下)	—	4.5	—	4.5								
	内釜	21 kW以下 (風呂用以 外のバーナ ーをもつも のにあつて は当該バ ーナーが70kW 以下であつ て、かつ、 風呂用バ ーナーが21kW 以下)	—	—	—	—							
密閉式	21 kW以下 (風呂用以 外のバーナ ーをもつも のにあつて は当該バ ーナーが70kW 以下であつ	—	2 注	—	2								
	外がまで バーナー(ふろ用以 取り出し外のバ ーナーのある一をもつも ものにあつて は当該バ ーナーが70kW 以下であつ て、かつ、 ふろ用バ ーナーが21kW 以下)	—	4.5	—	4.5								
	内がま	21 kW以下 (ふろ用以 外のバーナ ーをもつも のにあつて は当該バ ーナーが70kW 以下であつ て、かつ、 ふろ用バ ーナーが21kW 以下)	—	—	—	—							
	密閉式	21 kW以下 (ふろ用以 外のバーナ ーをもつも のにあつて は当該バ ーナーが70kW 以下であつ	—	2 注1	—	2							

改正後										改正前										
料外	流型	温風を全周方向に吹き出すもの		26kW以下		100		150		150		100		150		150		150		を使用するものにあつては15cmとする。
		強制排気型	26kW以下	60	10	100	10					60	10	100	10					
		密閉式	強制給排气型	26kW以下	60	10	100	10				60	10	100	10					
		不燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70kW以下	80	5	—	5		不燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70kW以下	80	5	—	5
				温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	80	150	—	150				温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	80	150	—	150		
				強制排気型	26kW以下	50	5	—	5				強制排気型	26kW以下	50	5	—	5		
			密閉式	強制給排气型	26kW以下	50	5	—	5				密閉式	強制給排气型	26kW以下	50	5	—	5	
		上記に分類されないもの			—	100	60	60	60	注2	上記に分類されないもの			—	100	60	60	60	注3 : ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。	
		厨	気	不燃	開放式	組込型	14kW以下	100	15		本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	厨	気	不燃	開放式	ドロップイン式	14kW以下	100	15	15
		房	体	燃	設	燃	以外	んろ・グリル付こんろ・グリッド付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ	注	注		設	備	設	燃	んろ、キャビネット型グリル付こんろ	注4	15	注4	15
		設	備	料																

改正後

			んろ・グリ						
			ドル付こ						
			んろ						
			据置型レ	21kW以下	100	15 注	15	15 注	
			ンジ						
不 燃	開放式	組込型こ	14kW以下	80	0	—	0		
			んろ・グリ						
			ル付こん						
			ろ・グリド						
			ル付こん						
			ろ、キャビ						
			ネット型						
			こんろ・グ						
			リル付こ						
			んろ・グリ						
			ドル付こ						
			んろ						
			据置型レ	21kW以下	80	0	—	0	
			ンジ						
上記に分類され		使用温度が		250	200	300	200		
ないもの		800℃以上の							
もの									
使用温度が		150	100	200	100				
300℃以上800									
℃未満のもの									
使用温度が		100	50	100	50				
300℃未満の									
もの									
ボ	気	不	開放式	フードを付け	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5
イ	体	燃		ない場合					
ラ	燃	以		フードを付け	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5
ー	料	外		る場合					

改正前

			据置型レ	21kW以下	100	15 注4	15	15 注4		
			ンジ							
不 燃	開放式	ドロップ	14kW以下	80	0	—	0			
			イン式こ							
			んろ、キャ							
			ビネット							
			型グリル							
			付こんろ							
上記に分類され		使用温度が		80	0	—	0			
ないもの		0℃以上のも		250	200	300	200			
の										
使用温度が30		150	100	200	100					
0℃以上800℃										
未満のもの										
使用温度が30		100	50	100	50					
0℃未満のも										
の										
ボ	気	不	開放式	フードを付け	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
イ	体	燃		ない場合						
ラ	燃	以		フードを付け	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
ー	料	外		る場合						

方の側
方又は
後方の
離隔距
離を示
す。

改正後							改正前							
不燃	半密閉式	12kWを超える	—	15	15	15	半密閉式	12kWを超える	—	15	15	15		
		42kW以下	—					42kW以下	—					
		12kW以下	—	4.5	4.5	4.5		12kW以下	—	4.5	4.5	4.5		
	密閉式	42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	密閉式	42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
		フードを付けない場合	42kW以下	60	15	15		フードを付けない場合	42kW以下	60	15	15	15	
	屋外用	フードを付ける場合	42kW以下	15	15	15		フードを付ける場合	42kW以下	15	15	15	15	
		7kW以下	30	4.5	—	4.5		7kW以下	30	4.5	—	4.5		
	開放式	フードを付けない場合	7kW以下	10	4.5	—		フードを付けない場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5	
		フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—		フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5	
	半密閉式	42kW以下	—	4.5	—	4.5	半密閉式	42kW以下	—	4.5	—	4.5		
液体燃料		42kW以下	4.5	4.5	—	4.5		42kW以下	4.5	4.5	—	4.5		
密閉式	フードを付けない場合	42kW以下	30	4.5	—	フードを付けない場合		42kW以下	30	4.5	—	4.5		
	フードを付ける場合	42kW以下	10	4.5	—	フードを付ける場合		42kW以下	10	4.5	—	4.5		
屋外用	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	屋外用	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5		
	フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—		フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5		
不燃以外	12kWを超える	60	15	15	15	不燃以外	12kWを超える	60	15	15	15			
	70kW以下	—					70kW以下	—						
	12kW以下	40	4.5	15	4.5		12kW以下	40	4.5	15	4.5			
不燃	12kWを超える	50	5	—	5	不燃	12kWを超える	50	5	—	5			
	70kW以下	—					70kW以下	—						
	12kW以下	20	1.5	—	1.5		12kW以下	20	1.5	—	1.5			
上記に分類されないもの	23kWを超える	120	45	150	45		上記に分類されないもの	23kWを超える	120	45	150	45		
		る	—					る	—					
	23kW以下	120	30	100	30			23kW以下	120	30	100	30		
		—						—						
ス	気	不	開	バーナ	壁掛け型、7kW以下	30	60	100	4.5	注：熱対流方向が一方				
ト	体	燃	放	一が露	つり下げ	—								
一	燃	以	式	出	型	—								

改正後										改正前																			
ブ 料	外	半 密 閉 式	バ ーナ ーが隠 蔽	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5	4.5	向に集 中する 場合に あつて は60cm とす る。	ブ 料	不 燃 以 外	半 密 閉 式	バ ーナ ーが隠 ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5	4.5	注5								
不 燃 料	開 放 式	バ ーナ ーが露 出	壁掛け型、 つり下げ 型	7kW以下	15	15	80	4.5	半 密 閉 式	バ ーナ ーが隠 蔽	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5	4.5	注5	注5：熱対 流方向 が一方 向に集 中する 場合に あつて は60cm とする。											
	半 密 閉 式	バ ーナ ーが隠 蔽	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5	4.5																					
	液体 燃 料	半 密 閉 式	機器の全周か 対流ら熱を放散す るもの	39kW以下	150	100	100	100																					
	不 燃	半 密 閉 式	機器の全周か 対流ら熱を放散す るもの	39kW以下	150	15	100	15																					
	上記に分類されないもの				—	150	100	150	100																				

改正後

乾燥設備	気体燃料	不燃以外	開放式	衣類 乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5
			不燃	開放式	衣類 乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	—
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	上記に分類されないもの	内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50	100	50
			内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	50	30	
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5
			瞬間型	フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5
			半密閉式	フードを付ける場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	密閉式	常圧貯蔵型	12kW以下	—	4.5	4.5	4.5
			瞬間型	調理台型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	屋外用	壁掛け型、据置型	12kW以下	—	0	—	0
			屋外用	フードを付けない場合	12kW以下	60	15	15	15
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	屋外用	フードを付ける場合	12kW以下	15	15	15	15
			不燃放	常圧貯蔵	7kW以下	30	4.5	—	4.5

改正前

乾燥設備	気体燃料	不燃以外	開放式	衣類 乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5
			不燃	開放式	衣類 乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	—
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	上記に分類されないもの	内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50	100	50
			内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	50	30	
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5
			瞬間型	フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5
			半密閉式	フードを付ける場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	密閉式	常圧貯蔵型	12kW以下	—	4.5	4.5	4.5
			瞬間型	調理台型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	屋外用	壁掛け型、据置型	12kW以下	—	0	—	0
			屋外用	フードを付けない場合	12kW以下	60	15	15	15
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	屋外用	フードを付ける場合	12kW以下	15	15	15	15
			不燃放	常圧貯蔵	7kW以下	30	4.5	—	4.5

改正後								改正前								
式 型	フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5	式 型	フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5			
	瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5	瞬間型	フードを付ける場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5		
	フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5	フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5				
	半密閉式		12kW以下	—	4.5	—	4.5	半密閉式		12kW以下	—	4.5	—	4.5		
	密閉式	常圧貯蔵型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5	密閉式	常圧貯蔵型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5		
	瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	0	瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	0		
	壁掛け型又は 据置型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5	壁掛け型、据置型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5				
	屋外用	フードを付ける場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5	屋外用	フードを付ける場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5		
		12kW以下	10	4.5	—	4.5	フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5				
液体 燃料	不燃以外		12kW以下	40	4.5	15	4.5	液体 燃料	不燃以外		12kW以下	40	4.5	15	4.5	
	不燃		12kW以下	20	1.5	—	1.5		不燃		12kW以下	20	1.5	—	1.5	
	給湯 湯沸 燃料		半密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超える 42kW以下	—	15	15	15	給湯 湯沸 燃料	半密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超える 42kW以下	—	15	15
	設備		瞬間型	常圧貯蔵型	12kWを超える 70kW以下	—	15	15	瞬間型	常圧貯蔵型	12kWを超える 70kW以下	—	15	15		
給 湯 湯 沸 燃料	設 備	密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超える 42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	給 湯 湯 沸 燃料	密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超える 42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			瞬間型	調理台型	12kWを超える 70kW以下	—	0	—	0		瞬間型	調理台型	12kWを超える 70kW以下	—	0	—
		壁掛け型、 据置型	12kWを超える 70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	壁掛け型、 据置型	12kWを超える 70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5			
			12kWを超える 70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		12kWを超える 70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5			
			12kWを超える 70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		12kWを超える 70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5			
			12kWを超える 70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		12kWを超える 70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5			
		屋外用	常圧貯	フードを超える	60	15	15		15	屋外用	常圧貯	フードを超える	60	15	15	15

改正後

		蔵型	ドを42kW以下 付け ない 場合					
		フードを42kW以下 付け る場 合	12kWを超え ドを42kW以下 付け る場 合	15	15	15	15	
		瞬間型	フードを70kW以下 付け ない 場合	60	15	15	15	
		フードを70kW以下 付け る場 合	12kWを超え ドを70kW以下 付け る場 合	15	15	15	15	
不 燃	半密閉 式	常圧貯蔵型	12kWを超え 42kW以下	—	4.5	—	4.5	
		瞬間型	12kWを超え 70kW以下	—	4.5	—	4.5	
	密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超え 42kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
		瞬間型	調理 台型 壁掛け型、 据置 型	12kWを超え 70kW以下	—	0	—	0

改正前

		蔵型	ドを42kW以下 付け ない 場合					
		フードを42kW以下 付け る場 合	12kWを超え ドを42kW以下 付け る場 合	15	15	15	15	
		瞬間型	フードを70kW以下 付け ない 場合	60	15	15	15	
		フードを70kW以下 付け る場 合	12kWを超え ドを70kW以下 付け る場 合	15	15	15	15	
不 燃	半密閉 式	常圧貯蔵型	12kWを超え 42kW以下	—	4.5	—	4.5	
		瞬間型	12kWを超え 70kW以下	—	4.5	—	4.5	
	密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超え 42kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
		瞬間型	調理 台型 壁掛け型、 据置 型	12kWを超え 70kW以下	—	0	—	0

改正後								改正前												
屋外用 常圧貯 藏型	フードを42kW以下 付けない場合		12kWを超え	30	4.5	—	4.5	屋外用 常圧貯 藏型	フードを42kW以下 付けない場合		12kWを超え	30	4.5	—	4.5					
	フードを42kW以下 付ける場合		12kWを超え	10	4.5	—	4.5		フードを42kW以下 付ける場合		12kWを超え	10	4.5	—	4.5					
	瞬間型		12kWを超え	30	4.5	—	4.5		瞬間型		12kWを超え	30	4.5	—	4.5					
	フードを70kW以下 付けない場合		12kWを超え	30	4.5	—	4.5		フードを70kW以下 付けない場合		12kWを超え	10	4.5	—	4.5					
	フードを70kW以下 付ける場合		12kWを超え	10	4.5	—	4.5		フードを70kW以下 付ける場合		12kWを超え	10	4.5	—	4.5					
	液体		不燃以外	12kWを超え	60	15	15	15	液体		不燃以外	12kWを超え	60	15	15					
	液体		70kW以下						液体		70kW以下									
	燃料		不燃	12kWを超 え70kW以下	50	5	—	5	燃料		12kWを超 え70kW以下	50	5	—	5					
	上記に分類されないもの				—	60	15	60	15	上記に分類されないもの				—	60	15	60	15		
移動式燃料以外	不燃	開放	バーナー	前方放射型 全周放射型 が露 出	7kW以下 7kW以下	100	30	100	4.5	注1:熱対 流方向 が一方 向に集 中する 場合に	移動式燃料以外	不燃	開放	バーナー	前方放射型 全周放射型 が露 出	7kW以下 7kW以下	100	30	100	4.5
ト	上			バーナー自然対流型	7kW以下	100	4.5	4.5	4.5	注1	ト	上		バーナー自然対流型	7kW以下	100	4.5	4.5	4.5	
				ナ						注5				ナ						

改正後

ブ 不 燃	開放式	が隠 蔽	強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5	あつて は60cm とす る。 注2: 方向 性を有 するも のにあ つては 100cm とす る。
		バー	前方放射型	7kW以下	80	15	80	4.5	
		ナ	全周放射型	7kW以下	80	80	80	80	
		が露 出							
		バー	自然対流型	7kW以下	80	4.5	4.5	4.5	
		ナ							
		が隠 蔽	強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5	
液体 燃料 以外	開放式	放射型	7kW以下	100	50	100	20		
		自然対流型	7kWを超える	150	100	100	100		
			2kW以下						
			7kW以下	100	50	50	50		
		強 制 方 向 に 吹 き 出 す も の の 型	温風を前 方向に吹 き出すも の 型	12kW以下	100	15	100	15	
			温風を全 周方向に 吹き出す もの	7kWを超える	100	150	150	150	
				2kW以下					
				7kW以下	100	100	100	100	
				もの					
不 燃	開放式	放射型	7kW以下	80	30	—	5		
		自然対流型	7kWを超える	120	100	—	100		
			2kW以下						
			7kW以下	80	30	—	30		
		強 制 方 向 に 吹 き 出 す も の の 型	温風を前 方向に吹 き出すも の 型	12kW以下	80	5	—	5	
			温風を全 周方向に 吹き出す もの	7kWを超える	80	150	—	150	
				2kW以下					
				7kW以下					
				もの					

改正前

ブ 不 燃	開放式	が隠 蔽	強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5	
		バー	前方放射型	7kW以下	80	15	80	4.5	
		ナ	全周放射型	7kW以下	80	80	80	80	
		が露 出							
		バー	自然対流型	7kW以下	80	4.5	4.5	4.5	
		ナ							
		が隠 蔽	強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5	
液体 燃料 以外	開放式	放射型	7kW以下	100	50	100	20		
		自然対流型	7kWを超える	150	100	100	100		
			2kW以下						
			7kW以下	100	50	50	50		
		強 制 方 向 に 吹 き 出 す も の の 型	温風を前 方向に吹 き出すも の 型	12kW以下	100	15	100	15	
			温風を全 周方向に 吹き出す もの	7kWを超える	100	150	150	150	
				2kW以下					
				7kW以下					
				もの					
不 燃	開放式	放射型	7kW以下	80	30	—	5		
		自然対流型	7kWを超える	120	100	—	100		
			2kW以下						
			7kW以下	80	30	—	30		
		強 制 方 向 に 吹 き 出 す も の の 型	温風を前 方向に吹 き出すも の 型	12kW以下	80	5	—	5	
			温風を全 周方向に 吹き出す もの	7kWを超える	80	150	—	150	
				2kW以下					
				7kW以下					
				もの					

改正後										改正前										
					吹き出す7kW以下 もの	80	100	—	100					吹き出す7kW以下 もの	80	100	—	100		
					固体燃料									固体燃料						
調理器具	気体燃料以外	不燃以外	開放式	バーナー卓上型	5.8kW以下	100	15	15	15	注:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。				バーナー卓上型	5.8kW以下	100	15	15	15	性を有するものにあつては100cmとする。
				が露出	こんろ (1口)									が露出	こんろ (1口)					
				卓上型	14kW以下	100	15	15	15	注				卓上型	14kW以下	100	15	15	15	
					こんろ (2口以上)・グ リル付									こんろ (2口以上)、卓上型 グリル付						
					こん ろ・グ リル付									こん ろ						
					こんろ									バー加熱卓上型	7kW以下	100	15	15	15	
				バー加熱卓上型	7kW以下	100	15	15	15					ナー部がグリル が隠開放						
				ナ一部がグリル が隠開放										ペー加熱卓上型	7kW以下	50	4.5	4.5	4.5	
				蔽	加熱卓上型	7kW以下	50	4.5	4.5	4.5				部がオープ 隠ペン・グ い リル (フ ドを付 けない 場合)						
					部がオープ 隠蔽	ン・グ リル(フ ドを付 けない 場合)								卓上型	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
					卓上型	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5				オープ ン・グ リル(フ ドを付 ける場						

改正後							改正前						
		合)											
		炊飯器	4.7kW以下	30	10	10	10						
		(炊飯											
		容 量 4											
		リ ット											
		ル以下)											
		圧 力 調		30	10	10	10						
		理 器 (内											
		容 積 10											
		リ ット											
		ル以下)											
不	開	バーナー	卓上型	5.8kW以下	80	0	—	0					
燃	放	が露出	こんろ										
		(1口)											
		卓 上 型	14kW以下	80	0	—	0						
		こんろ											
		(2 口											
		以 上)											
		グ リ ル											
		付 こ ん											
		ろ・グ リ											
		ド ル 付											
		こ ん ろ											
		バ一加熱	卓上型	7kW以下	80	0	—	0					
		ナ一 部が	グ リ ル										
		が隠 開放											
蔽		加 热	卓上型	7kW以下	30	4.5	—	4.5					
		部 が	オ ー ブ										
		隠 蔽	シ・グ										
			リ ル										
			(フ ー										

改正後							改正前							
ドを付 けない 場合)	卓上型 7kW以下 オープ ン・グ リル (フー ドを付 ける場 合)	10	4.5	—	4.5		ドを付 けない 場合)	卓上型 7kW以下 オープ ン・グ リル (フー ドを付 ける場 合)	10	4.5	—	4.5		
炊飯器 4.7kW以下 (炊飯 容量4 リット ル以 下)	15	4.5	—	4.5			炊飯器 4.7kW以下 (炊飯 容量4 リット ル以 下)	15	4.5	—	4.5			
圧力調 理器 (内 容 積10リ ットル 以下)	15	4.5	—	4.5			圧力調 理器 (内 容 積10リ ットル 以下)	15	4.5	—	4.5			
移液 体 式 こんろ	不燃以外	6kW以下	100	15	15	15	移液 体 式 こんろ	不燃以外	6kW以下	100	15	15	15	
電気温 度	不燃以外	2kW以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注:温風 の吹き 出し方	電気温 度	不燃以外	2kW以下	4.5 注7	4.5 注7	4.5 注7	4.5 注7
注7:温風 の吹き														

改正後								改正前							
風機	不燃	2kW以下	0 注	0 注	— 注	0 注	向にあ つては 60cmと する。	風機	不燃	2kW以下	0 注7	0 注7	— 注7	0 注7	出し方 向にあ つては6 0cmとす る。
電気調理用機器	不燃	電気こんろ部4.8kW以下	100	2	2	2	注1:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離)を示す。	電気こんろ	不燃以外	4.8kW以下	100	2	2	2	注8:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(発熱体の外周からの距離)を示す。
		ろ、電気レンジ、電磁又は一部り2kWを超える。)		20 注1	—	20 注1				(1口当たり2kWを超える3kW以下)	—	20 注8	—	20 注8	
		誘導加熱式が電磁誘え3kW以下)		—	10 注2	—	10 注2			4.8kW以下	100	2	2	2	
		調理器(導加熱式こんろ形態の調理器でものに限ないもの		4.8kW以下	100	2	2			(1口当たり1kWを超えて2kW以下)	—	15 注8	—	15 注8	
		4.8kW以下(1口当たり1kWを超えて2kW以下)		—	15 注1	—	15 注1			4.8kW以下	100	2	2	2	
				—	10 注2	—	10 注2			(1口当たり1kW以下)	—	10 注8	—	10 注8	
		4.8kW以下(1口当たり1kW以下)		—	10 注1	—	10 注1			4.8kW以下	80	0	—	0	
				—	10 注2	—	10 注2			(1口当たり3kW以下)	—	0 注8	—	0 注8	
		こんろ部5.8kW以下の全部(1口当たりが電磁誘り3.3kW以下の導加熱式下)調理器のもの		100	2	2	2			4.8kW以下	100	2	2	2	
				—	10 注2	—	10 注2			(1口当たり2kWを超えて3kW以下)	—	20 注8	—	20 注8	
不燃	電気こんろ部4.8kW以下	80	0	—	0					4.8kW以下	100	2	2	2	注9:電気レンジでこんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合の本体上
	ろ、電気レンジ、電磁又は一部り3kW以下)		0 注1	—	0 注1					(1口当たり1kW以下)	—	15 注8	—	15 注8	

改正後

		誘導加熱式が電磁誘導加熱式のものに限らないもの。)										
		こんろ部5.8kW以下	80	0	—	0						
		分の全部(1口当たり3.3kW以下)	—	0	—	0						
		が電磁誘導加熱式(下)										
		調理器のもの										
電気天火	電気	不燃以外	2kW以下	10 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注: 排気口面にあつては10cmとする。				
		不燃	2kW以下	10 注	4.5 注	—	4.5 注					
電子レンジ	電気	不燃以外電熱装置を有するもの	2kW以下	10 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注					
		不燃電熱装置を有するもの	2kW以下	10 注	4.5 注	—	4.5 注					
電気ストーブ	電気	不燃以前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	100	30	100	4.5					
		全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	100	100	100	100					

改正前

		不燃		4.8kW以下	80	0	—	0				
		(1口当たり3kW以下)		—	0	—	0					
電磁誘導加熱式調理器	電気	不燃以外こんろ形態のもの	2kW以下	100	2	2	2					
		(1口当たり3kW以下)		—	10	—	10					
		不燃こんろ形態のもの	4.8kW以下	80	0	—	0					
		(1口当たり3kW以下)		—	0	—	0					
電気天火	電気	不燃以外	2kW以下	10 注10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10					
		不燃	2kW以下	10 注10	4.5 注10	—	4.5 注10					
電子レンジ	電気	不燃以電熱装置を有するもの	2kW以下	10 注10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10					
		不燃電熱装置を有するもの	2kW以下	10 注10	4.5 注10	—	4.5 注10					
電気ストーブ	電気	不燃以前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	100	30	100	4.5					
		全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	100	100	100	100					

方の側方又は後方の距離(発熱体の外周から距離をいう。)を示す。

注10: 排気口面にあつては10cmとする。

改正後							改正前									
		自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	100	4.5	4.5	4.5		自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	100	4.5	4.5	4.5		
不燃	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	80	15	—	4.5		不燃	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	80	15	—	4.5		
		2kW以下	80	80	—	80			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	80	80	—	80		
	自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	80	0	—	0		不燃	自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2kW以下	80	0	—	0		
		2kW以下	80	0	—	0			電気乾燥器	不燃以外	食器乾燥器	1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
電気乾燥器	不燃	食器乾燥器	1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		不燃	食器乾燥器	1kW以下	0	0	—	0	
		1kW以下	0	0	—	0	電気乾燥機		不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
	不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	0	—	0	
		3kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2				電気乾燥機	不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	注11	注12	注12

改正後									改正前								
電 気 温 水 器	電 氣	不燃以 外	温度過昇防止装置 を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0									では4.5 cmとす る。
		不燃	温度過昇防止装置 を有するもの	10kW以下	0	0	—	0									

備考

1 「气体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、气体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。

2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

備考1 「气体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、气体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。

2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

市町村建設計画（廿日市市・佐伯町・吉和村合併建設計画）の変更について 新旧対照表
 ○市町村建設計画（廿日市市・佐伯町・吉和村合併建設計画）（平成14年11月）

(下線の部分は改正部分)

変更後	変更前
<p>I 序論</p> <p>2 計画策定の方針</p> <p>(3) 計画の期間</p> <p>本計画の期間は、平成14(2002)年度（合併の日）から<u>平成29(2017)年度</u>までのおおむね<u>15か年</u>とします。</p> <p>VII 財政計画</p> <p>2 財政計画の概要</p> <p>(1) 計画の前提</p> <p>① 計画の期間</p> <p>財政計画の期間は、平成15(2003)年度から<u>平成29(2017)年度までの15か年</u>とします。</p> <p>(2) 島入・島出</p> <p>別紙のとおり</p>	<p>I 序論</p> <p>2 計画策定の方針</p> <p>(3) 計画の期間</p> <p>本計画の期間は、平成14(2002)年度（合併の日）から<u>平成27(2015)年度</u>までのおおむね<u>13か年</u>とします。</p> <p>VII 財政計画</p> <p>2 財政計画の概要</p> <p>(1) 計画の前提</p> <p>① 計画の期間</p> <p>財政計画の期間は、平成15(2003)年度から<u>平成27(2015)年度までの13か年</u>とします。</p> <p>(2) 島入・島出</p> <p>別紙のとおり</p>

新旧対照表

(2) 帳入・帳出

■ 帳入

(単位:百万円)

年 度 項 目	平成15年度 (2003)	平成16年度 (2004)	平成17年度 (2005)	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	合計
*地方税	11,671	11,559	15,379	15,664	16,936	16,807	16,223	15,855	15,659	15,305	15,349	15,601	15,309	15,466	15,424	228,207
*地方交付税	5,687	5,351	7,252	7,284	6,985	7,432	7,881	8,662	9,051	10,089	9,724	9,573	9,283	9,187	8,947	122,388
国・県支出金	5,310	3,670	4,803	4,822	5,131	4,994	8,068	8,412	7,703	6,846	8,617	8,099	8,700	8,712	10,129	104,016
*地方債	6,377	4,432	5,434	5,785	4,638	3,448	3,744	4,937	8,228	4,351	5,333	6,394	7,214	5,983	9,262	85,560
その他	5,362	6,125	11,207	7,847	7,311	6,355	6,762	5,387	6,637	6,524	5,736	6,753	6,776	7,696	8,327	104,805
歳入合計	34,407	31,137	44,075	41,402	41,001	39,036	42,678	43,253	47,278	43,115	44,759	46,420	47,282	47,044	52,089	644,976

■ 帳出

(単位:百万円)

年 度 項 目	平成15年度 (2003)	平成16年度 (2004)	平成17年度 (2005)	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	合計
人件費	6,288	6,323	9,379	9,063	8,982	9,666	9,425	9,297	9,193	9,140	8,730	8,915	8,955	8,878	8,938	131,172
*扶助費	2,664	2,997	3,872	4,141	4,405	4,541	4,776	6,399	6,892	7,033	7,269	7,794	8,058	8,201	8,650	87,692
*公債費	5,059	4,893	6,511	6,303	7,338	6,751	7,266	6,032	6,059	6,559	6,573	6,497	6,052	7,006	6,009	94,908
*物件費	3,899	4,118	6,151	5,758	5,732	5,578	6,065	6,094	6,746	6,742	6,519	6,852	7,124	7,046	7,126	91,550
*投資的経費	8,090	5,392	8,754	7,986	6,833	4,618	4,842	5,433	9,161	3,836	5,736	6,118	8,854	7,222	12,868	105,743
その他	7,891	6,893	8,868	7,304	7,208	7,413	9,760	8,630	8,014	8,830	9,551	9,700	8,381	8,691	8,498	125,632
歳出合計	33,891	30,616	43,535	40,555	40,498	38,567	42,134	41,885	46,065	42,140	44,378	45,876	47,424	47,044	52,089	636,697

注1 平成15(2003)年度から平成26(2014)年度までは決算額。平成27(2015)年度は決算見込額。

注2 平成17(2005)年度以降は、甘日市市、大野町及び宮島町合併後の数値。

(2) 帳入・帳出

■ 帳入

(単位:百万円)

年 度 項 目	平成15年度 (2003)	平成16年度 (2004)	平成17年度 (2005)	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	合計
*地方税	11,671	11,559	15,379	15,664	16,936	16,807	16,223	15,855	15,659	15,119	15,169	15,170	14,828	196,039
*地方交付税	5,687	5,351	7,252	7,284	6,985	7,432	7,881	8,662	9,051	9,250	9,230	9,273	9,219	102,557
国・県支出金	5,310	3,670	4,803	4,822	5,131	4,994	8,068	8,412	7,703	7,139	7,633	7,388	7,737	82,810
*地方債	6,377	4,432	5,434	5,785	4,638	3,448	3,744	4,937	8,228	5,144	6,908	6,213	5,827	71,115
その他	5,362	6,125	11,207	7,847	7,311	6,355	6,762	5,387	6,637	6,370	5,625	5,429	5,628	86,045
歳入合計	34,407	31,137	44,075	41,402	41,001	39,036	42,678	43,253	47,278	43,022	44,565	43,473	43,239	538,566

■ 帳出

(単位:百万円)

年 度 項 目	平成15年度 (2003)	平成16年度 (2004)	平成17年度 (2005)	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	合計
人件費	6,288	6,323	9,379	9,063	8,982	9,666	9,425	9,297	9,193	9,255	8,999	8,930	8,819	113,619
*扶助費	2,664	2,997	3,872	4,141	4,405	4,541	4,776	6,399	6,892	7,178	7,280	7,389	7,505	70,039
*公債費	5,059	4,893	6,511	6,303	7,338	6,751	7,266	6,032	6,059	6,605	6,690	6,582	6,608	82,697
*物件費	3,899	4,118	6,151	5,758	5,732	5,578	6,065	6,094	6,746	6,945	6,730	6,706	6,681	77,203
*投資的経費	8,090	5,392	8,754	7,986	6,833	4,618	4,842	5,433	9,161	4,503	6,407	5,343	5,050	82,412
その他	7,891	6,893	8,868	7,304	7,208	7,413	9,760	8,630	8,014	8,536	8,459	8,523	8,576	106,075</td

市町村建設計画（廿日市市・大野町合併建設計画）の変更について 新旧対照表
 ○市町村建設計画（廿日市市・大野町合併建設計画）（平成16年11月）

(下線の部分は改正部分)

変更後	変更前																								
I 序論	I 序論																								
2 計画策定の方針	2 計画策定の方針																								
(3) 計画の期間	(3) 計画の期間																								
本計画の期間は、平成17(2005)年度（合併の日）から <u>平成32(2020)年度</u> までのおおむね15か年とします。	本計画の期間は、平成17(2005)年度（合併の日）から <u>平成27(2015)年度</u> までの概ね10か年とします。																								
III 建設の基本方針	III 建設の基本方針																								
3 将来人口の見通し	3 将来人口の見通し																								
こうした見通しを踏まえ、より魅力あるまちづくりを推進することにより、 当初の計画の最終年次である平成27年(2015)年における目標人口を130,000人とします。	こうした見通しを踏まえ、より魅力あるまちづくりを推進することにより、 計画の最終年次である平成27年(2015)年における目標人口を130,000人とします。																								
IV 主要施策	IV 主要施策																								
1 都市の活力を支えるまちづくり	1 都市の活力を支えるまちづくり																								
(1) 市民活動の活性化	(1) 市民活動の活性化																								
市民に身近な活動の場となるコミュニティ施設の整備を進めるとともに、多様な市民活動・サービス提供の場としても活用できるよう、大野庁舎を建て替えます。	市民に身近な活動の場となるコミュニティ施設の整備を進めるとともに、多様な市民活動・サービス提供の場となるよう、大野庁舎の有効活用を図ります。																								
■主な事業	■主な事業																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>主要事業</th> <th>事業概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市民活動の活性化</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>庁舎整備事業</td> <td>○大野庁舎の建て替え(地域活動等の拠点機能)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施策	主要事業	事業概要	市民活動の活性化	(略)		庁舎整備事業	○大野庁舎の建て替え(地域活動等の拠点機能)	(略)		(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>主要事業</th> <th>事業概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市民活動の活性化</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>庁舎改修事業</td> <td>○大野庁舎の改修(地域活動等の拠点機能)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施策	主要事業	事業概要	市民活動の活性化	(略)		庁舎改修事業	○大野庁舎の改修(地域活動等の拠点機能)	(略)		(略)	
施策	主要事業	事業概要																							
市民活動の活性化	(略)																								
	庁舎整備事業	○大野庁舎の建て替え(地域活動等の拠点機能)																							
	(略)																								
(略)																									
施策	主要事業	事業概要																							
市民活動の活性化	(略)																								
	庁舎改修事業	○大野庁舎の改修(地域活動等の拠点機能)																							
	(略)																								
(略)																									

変更後	変更前
<p>VI 財政計画</p> <p>2 財政計画の概要</p> <p>(1) 計画の前提</p> <p>① 計画の期間</p> <p>財政計画の期間は、平成18(2006)年度から<u>平成32(2020)</u>年度までの 15か年とします。</p> <p>(2) 歳入・歳出</p> <p>別紙のとおり</p>	<p>VI 財政計画</p> <p>2 財政計画の概要</p> <p>(1) 計画の前提</p> <p>① 計画の期間</p> <p>財政計画の期間は、平成18(2006)年度から<u>平成27(2015)</u>年度までの10 か年とします。</p> <p>(2) 歳入・歳出</p> <p>別紙のとおり</p>

新旧対照表

(2) 岁入・歳出

■歳入

年 度 項 目	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	合計
地 方 税	15,664	16,936	16,807	16,223	15,855	15,659	15,305	15,349	15,601	15,309	15,466	15,424	15,006	14,945	14,878	234,427
地 方 交 付 税	7,284	6,985	7,432	7,881	8,662	9,051	10,089	9,724	9,573	9,283	9,187	8,947	8,736	8,502	8,274	129,610
国 ・ 県 支 出 金	4,822	5,131	4,994	8,068	8,412	7,703	6,846	8,617	8,099	8,700	8,712	10,129	10,130	8,158	8,020	116,541
地 方 債	5,785	4,638	3,448	3,744	4,937	8,228	4,351	5,333	6,394	7,214	5,983	9,262	8,009	4,788	4,622	86,736
そ の 他	7,847	7,311	6,355	6,762	5,387	6,637	6,524	5,736	6,753	6,776	7,696	8,327	8,924	7,244	7,557	105,836
歳 入 合 計	41,402	41,001	39,036	42,678	43,253	47,278	43,115	44,759	46,420	47,282	47,044	52,089	50,805	43,637	43,351	673,150

■歳出

年 度 項 目	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	合計
人 件 費	9,063	8,982	9,666	9,425	9,297	9,193	9,140	8,730	8,915	8,955	8,878	8,938	8,888	8,770	8,582	135,422
扶 助 費	4,141	4,405	4,541	4,776	6,399	6,892	7,033	7,269	7,794	8,058	8,201	8,650	8,825	9,070	9,285	105,339
公 債 費	6,303	7,338	6,751	7,266	6,032	6,059	6,559	6,573	6,497	6,052	7,006	6,009	6,062	5,998	6,017	96,522
物 件 費	5,758	5,732	5,578	6,065	6,094	6,746	6,742	6,519	6,852	7,124	7,046	7,126	7,034	6,394	6,101	96,911
投 資 的 経 費	7,986	6,833	4,618	4,842	5,433	9,161	3,836	5,736	6,118	8,854	7,222	12,868	11,392	4,677	4,490	104,066
そ の 他	7,304	7,208	7,413	9,760	8,630	8,014	8,830	9,551	9,700	8,381	8,691	8,498	8,604	8,728	8,876	128,188
歳 出 合 計	40,555	40,498	38,567	42,134	41,885	46,065	42,140	44,378	45,876	47,424	47,044	52,089	50,805	43,637	43,351	666,448

注 平成18(2006)年度から平成26(2014)年度までは決算額。平成27(2015)年度は決算見込額。

(2) 岁入・歳出

■歳入

年 度 項 目	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	合計
地 方 税	14,999	15,225	15,474	15,316	15,533	15,937	15,810	16,081	16,361	16,259	156,995
地 方 交 付 税	6,330	6,036	5,697	5,812	5,914	5,813	6,135	6,165	6,016	5,873	59,791
国 ・ 県 支 出 金	4,806	4,580	4,623	4,698	4,595	4,743	4,769	3,597	3,912	3,547	43,870
地 方 債	5,624	6,413	5,974	6,412	6,698	5,392	5,561	4,476	4,099	3,369	54,018
そ の 他	6,660	6,229	7,649	8,005	7,504	6,807	6,781	6,074	6,196	6,325	68,230
歳 入 合 計	38,419	38,483	39,417	40,243	40,244	38,692	39,056	36,393	36,584	35,373	382,904

■歳出

年 度 項 目	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	合計
人 件 費	8,525	8,482	9,179	9,097	8,965	8,820	8,734	8,584	8,446	8,322	87,154
扶 助 費	3,691	3,682	3,675	3,668	3,666	3,666	3,666	3,666	3,666	3,666	36,712
公 債 費	6,186	6,436	6,643	6,761	6,953	6,782	7,037	7,332	7,469	6,847	68,446
物 件 費	5,284	5,271	5,271	5,271	5,271	5,271	5,270	5,271	5,261	5,211	52,652
投 資 的 経 費	7,646	7,428	7,288	6,547	7,016	6,575	6,843	3,146	3,310	2,296	58,095
そ の 他	7,087	7,184	7,361	8,899	8,373	7,578	7,506	8,394	8,432	9,031	79,845
歳 出 合 計	38,419	38,483	39,417	40,243	40,244	38,692	39,056	36,393	36,584	35,373	382,904

※ 表中の用語については巻末の用語解説参照

市町村建設計画（廿日市市・宮島町合併建設計画）の変更について 新旧対照表

○市町村建設計画（廿日市市・宮島町合併建設計画）（平成17年2月）

(下線の部分は改正部分)

変更後	変更前																								
I 序論	I 序論																								
2 計画策定の方針	2 計画策定の方針																								
(3) 計画の期間 本計画の期間は、平成17(2005)年度（合併の日）から <u>平成32(2020)</u> 年度までの <u>おおむね15か年</u> とします。	(3) 計画の期間 本計画の期間は、平成17(2005)年度（合併の日）から <u>平成27(2015)</u> 年度までの概ね10か年とします。																								
IV 主要施策	IV 主要施策																								
4 活力と豊かさを創造するまちづくり	4 活力と豊かさを創造するまちづくり																								
(1) 多様な社会参画の推進 また、地域の一体感を醸成しながら、多様な住民活動を支え、地域の振興が図られるよう、旧庁舎等を建て替えて住民活動の場の整備を図るとともに、住民活動の財政基盤となる合併市町村振興基金の造成について検討します。	(1) 多様な社会参画の推進 また、地域の一体感を醸成しながら、多様な住民活動を支え、地域の振興が図られるよう、旧庁舎等を活用して住民活動の場の整備を図るとともに、住民活動の財政基盤となる合併市町村振興基金の造成について検討します。																								
■主な事業	■主な事業																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施策</th><th>主要事業</th><th>事業概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多様な社会参画の推進</td><td><u>庁舎整備事業</u></td><td>○旧宮島庁舎の建て替え（地域活動等の拠点機能）</td></tr> <tr> <td></td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	施策	主要事業	事業概要	多様な社会参画の推進	<u>庁舎整備事業</u>	○旧宮島庁舎の建て替え（地域活動等の拠点機能）		(略)		(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>施策</th><th>主要事業</th><th>事業概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多様な社会参画の推進</td><td><u>庁舎改修事業</u></td><td>○宮島庁舎の改修（地域活動等の拠点機能）</td></tr> <tr> <td></td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	施策	主要事業	事業概要	多様な社会参画の推進	<u>庁舎改修事業</u>	○宮島庁舎の改修（地域活動等の拠点機能）		(略)		(略)		
施策	主要事業	事業概要																							
多様な社会参画の推進	<u>庁舎整備事業</u>	○旧宮島庁舎の建て替え（地域活動等の拠点機能）																							
	(略)																								
(略)																									
施策	主要事業	事業概要																							
多様な社会参画の推進	<u>庁舎改修事業</u>	○宮島庁舎の改修（地域活動等の拠点機能）																							
	(略)																								
(略)																									
VI 財政計画	VI 財政計画																								
2 財政計画の概要	2 財政計画の概要																								
(1) 計画の前提 ① 計画の期間 財政計画の期間は、平成18(2006)年度から <u>平成32(2020)</u> 年度までの <u>15か年</u> とします。	(1) 計画の前提 ① 計画の期間 財政計画の期間は、平成18(2006)年度から <u>平成27(2015)</u> 年度までの <u>10か年</u> とします。																								

変更後	変更前
(2) 峰入・峰出 別紙のとおり	(2) 峰入・峰出 別紙のとおり

新旧対照表

(2) 岁入・歳出

■歳入

(単位:百万円)

年 度 項 目	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	合計
地方税	15,664	16,936	16,807	16,223	15,855	15,659	15,305	15,349	15,601	15,309	15,466	15,424	15,006	14,945	14,878	234,427
地方交付税	7,284	6,985	7,432	7,881	8,662	9,051	10,089	9,724	9,573	9,283	9,187	8,947	8,736	8,502	8,274	129,610
国・県支出金	4,822	5,131	4,994	8,068	8,412	7,703	6,846	8,617	8,099	8,700	8,712	10,129	10,130	8,158	8,020	116,541
地方債	5,785	4,638	3,448	3,744	4,937	8,228	4,351	5,333	6,394	7,214	5,983	9,262	8,009	4,788	4,622	86,736
その他	7,847	7,311	6,355	6,762	5,387	6,637	6,524	5,736	6,753	6,776	7,696	8,327	8,924	7,244	7,557	105,836
歳入合計	41,402	41,001	39,036	42,678	43,253	47,278	43,115	44,759	46,420	47,282	47,044	52,089	50,805	43,637	43,351	673,150

■歳出

(単位:百万円)

年 度 項 目	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	合計
人件費	9,063	8,982	9,666	9,425	9,297	9,193	9,140	8,730	8,915	8,955	8,878	8,938	8,888	8,770	8,582	135,422
扶助費	4,141	4,405	4,541	4,776	6,399	6,892	7,033	7,269	7,794	8,058	8,201	8,650	8,825	9,070	9,285	105,339
公債費	6,303	7,338	6,751	7,266	6,032	6,059	6,559	6,573	6,497	6,052	7,006	6,009	6,062	5,998	6,017	96,522
物件費	5,758	5,732	5,578	6,065	6,094	6,746	6,742	6,519	6,852	7,124	7,046	7,126	7,034	6,394	6,101	96,911
投資的経費	7,986	6,833	4,618	4,842	5,433	9,161	3,836	5,736	6,118	8,854	7,222	12,868	11,392	4,677	4,490	104,066
その他	7,304	7,208	7,413	9,760	8,630	8,014	8,830	9,551	9,700	8,381	8,691	8,498	8,604	8,728	8,876	128,188
歳出合計	40,555	40,498	38,567	42,134	41,885	46,065	42,140	44,378	45,876	47,424	47,044	52,089	50,805	43,637	43,351	666,448

注 平成18(2006)年度から平成26(2014)年度までは決算額。平成27(2015)年度は決算見込額。

(2) 岁入・歳出

■歳入

(単位:百万円)

年 度 項 目	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	合計
地方税	11,683	11,881	12,095	11,941	12,122	12,349	12,224	12,457	12,698	12,596	122,046
地方交付税	5,243	5,092	4,831	5,053	5,108	5,051	5,262	5,226	4,986	4,722	50,574
国・県支出金	4,004	3,865	3,878	3,829	3,727	4,007	3,915	2,618	2,698	2,807	35,348
地方債	4,821	5,340	4,365	5,091	5,080	3,740	3,552	2,427	3,014	2,188	39,618
その他	5,875	5,666	6,742	6,802	6,560	6,262	6,392	5,328	5,444	5,504	60,575
歳入合計	31,626	31,844	31,911	32,716	32,597	31,409	31,345	28,056	28,840	27,817	308,161

■歳出

(単位:百万円)

年 度 項 目	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	合計
人件費	7,045	7,018	7,502	7,462	7,369	7,290	7,166	7,097	7,036	6,970	71,955
扶助費	2,978	2,978	2,978	2,978	2,978	2,978	2,978	2,978	2,978	2,978	29,780
公債費	4,767	4,983	5,195	5,352	5,553	5,620	5,851	6,035	6,085	5,581	55,022
物件費	4,155	4,155	4,155	4,155	4,155	4,155	4,155	4,155	4,155	4,155	41,550
投資的経費	6,641	6,612	5,836	5,011	5,342	4,984	4,906	1,198	2,049	1,257	43,836
その他	6,040	6,098	6,245	7,758	7,200	6,382	6,289	6,593	6,537	6,876	66,018
歳出合計	31,626	31,844	31,911	32,716	32,597	31,409	31,345	28,056	28,840	27,817	308,161

※ 表中の用語については巻末の用語解説参照